

### 第3章 政府系金融機関を巡る環境変化

政府系金融機関の中には、設立以来50年以上経過する機関もある。その間、事業環境は大きく変化し、事業内容だけでなく存在意義についても変化を迫るものとなっている。

ここでは、政府系金融機関の事業に関連する金融、資金需要の変化及び制度改革の3つを取り上げ、政府系金融機関の貸出にどのような影響を与えているのか指摘する。特に、さまざまな変化が起こったここ10年程度を中心に見てみることにする。

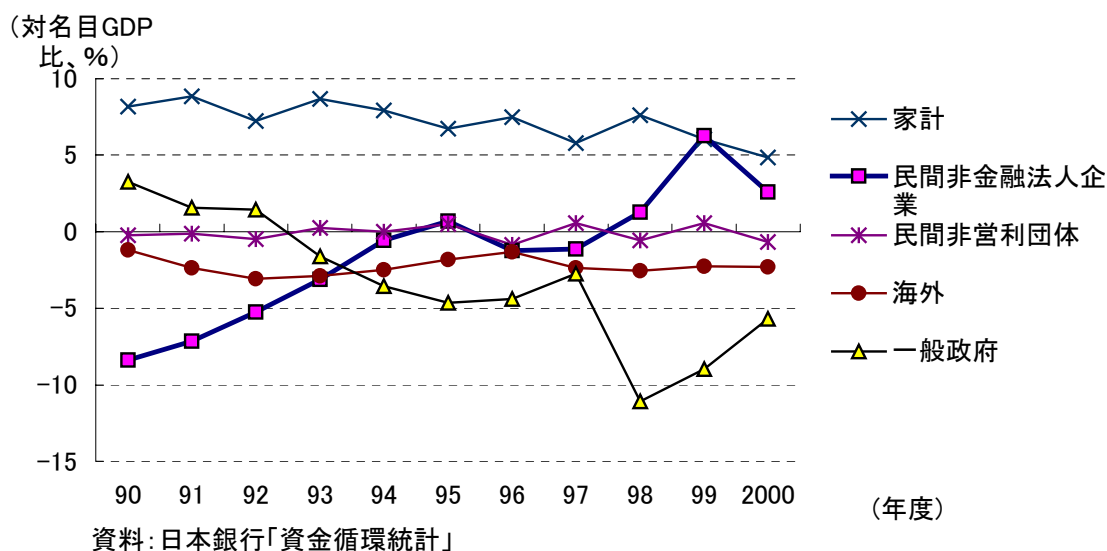
#### 第1節 金融に関する構造変化

##### 1 金融市場

###### (1) 資金過不足の変化

まず、全体の資金の過不足を見ると、家計部門が一貫して大幅な資金余剰にあり、企業部門、政府部門では不足が続いた。しかし、90年代、企業部門は資金余剰に転化し、一方で政府部門は不足が拡大するなど、従来の資金の流れは変化してきている(図13)。

図13 部門別に見た資金過不足の推移



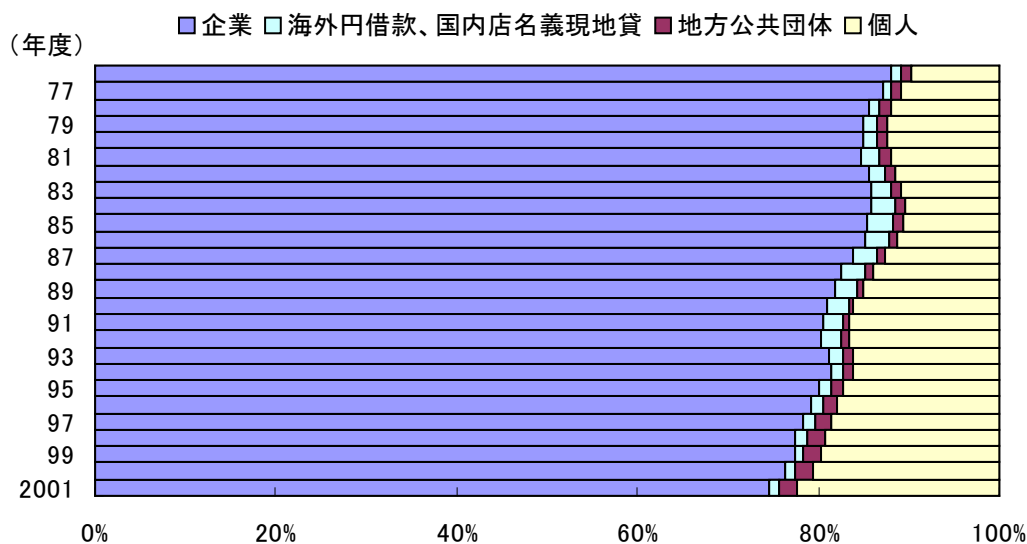
###### (2) 貸出市場の変化

政府系金融機関の事業に最も関連する貸出市場では、貸出額、対象、商品、貸出方法等について最近さまざまな変化が見られる。

貸出残高は、戦後増加傾向にあったが、95年度をピークに減少に転じた(前掲図 - 1)。貸出対象も変化している。全体では企業向けの貸出が多いが、大企業の借入離れが進ん

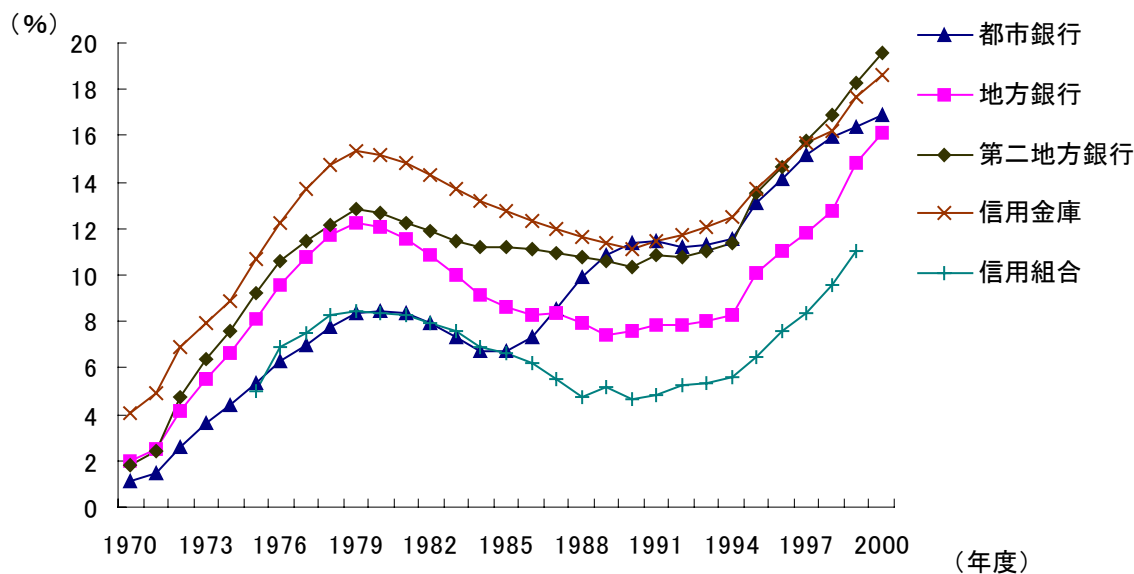
だこともあり、企業向けの割合は低下している（図14）。代わって増えているのは、個人向けの貸出であり、特に住宅ローンの割合が高まっている（図15）。

図14 国内銀行貸出先別貸出金



資料: 日本銀行「金融経済統計月報」

図15 貸出金に占める住宅ローンの割合



資料: 図14 に同じ

商品の多様化も進んでいる。金利自由化に伴い、従来は短期・変動金利主体だったのが、長期・固定金利型のローンも販売されるようになってきている（表32）。

貸出方法を見れば、企業向け貸出では、シンジケートローン、DIPファイナンスなど、新しい仕組みの貸出や対象を拡大した貸出が実績を伸ばしつつある。

また、貸出を行う金融機関の業態を見ると、商工ローン、消費者ローンなどが急速に貸出を伸ばしている。

こうした貸出市場の変化により、政府系金融機関のシェア拡大、民間金融機関との競合などが問題として指摘されるようになっている。

表32 住宅に関する個人向け新型ローンの取り扱い開始時期(都市銀行、1990年以降)

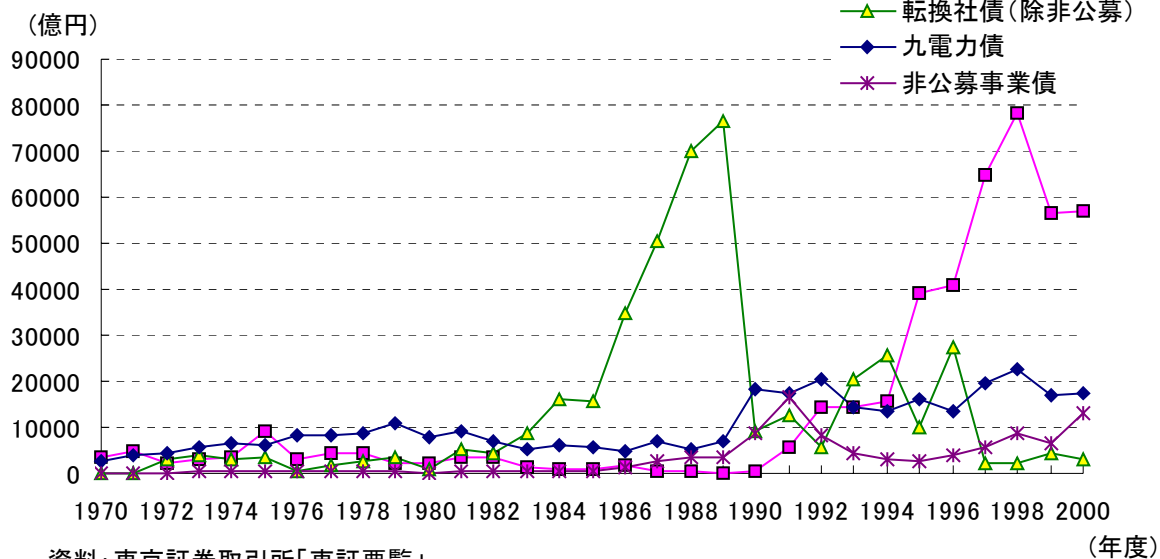
年度	ローンの種類
1993	つなぎローン、定期借地権ローン
1994	固定金利・変動金利選択型ローン
1995	夫婦共同購入ローン、女性・独身者専用ローン、無担保借換ローン
1996	介護ローン、完全借換ローン、リフォームローン
1997	返済支援保険付ローン、国有財産払い下げ物件購入ローン
1998	住宅取得諸費用対応ローン
2000	住宅瑕疵担保対応ローン、環境共生住宅ローン
2001	公庫金利を下回る固定金利ローン
2002	住宅金融公庫・民間金融機関協調融資ローン(「すまい・るパッケージ」)

資料：ニッキン資料年報、住宅金融公庫、グッドローン株式会社ホームページから作成

### (3) 債券市場

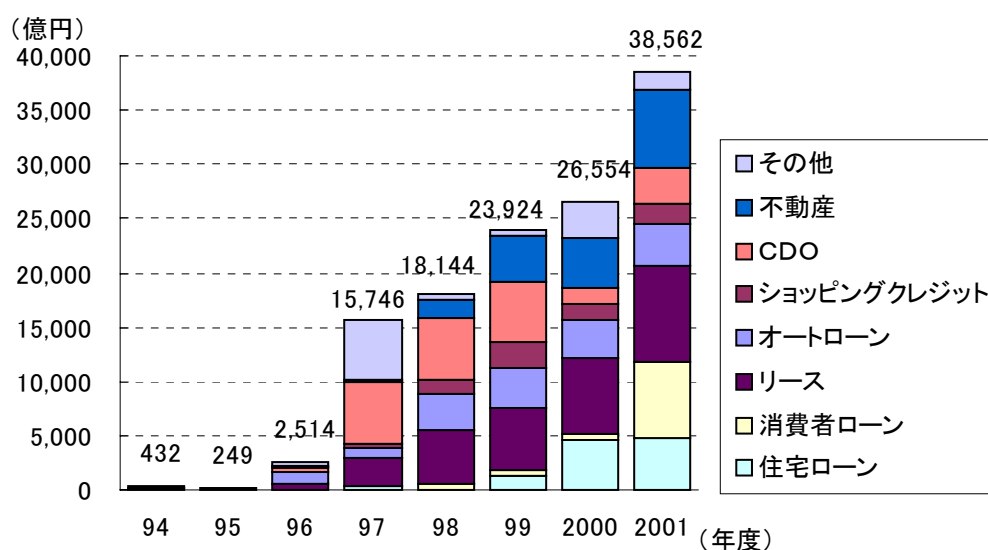
以前は限られた主体しか発行できなかった社債も、適債基準の撤廃等により、発行額が増加している(図16)。最近では、中小企業も所定の条件を満たした場合には私募債に信用保証を付与する制度も設けられており、資金調達手段としての重要性が高まりつつある。

図16 社債発行状況(国内起債分)



発行される債券の種類も増加している。発行企業の信用を背景としたコーポレート型の社債のほか、特定目的会社（Special Purpose Company：SPC）法の制定などを機に資産担保証券（Asset Backed Security：ABS）も徐々に発行が増えている（図17）。裏付け資産はリース、オートローン、不動産、住宅ローンなど多様化している。住宅ローン債権をプールしたモーゲージ証券などの供給余地は大きく、市場規模は拡大していくものと思われる。

図17 資産担保証券発行実績

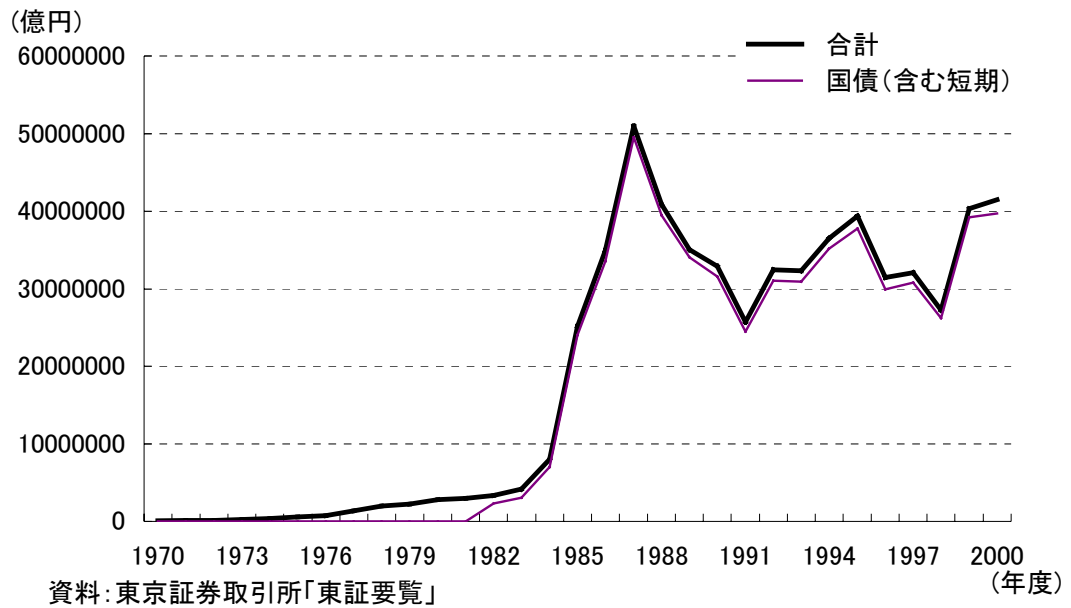


資料：クレディスイスファーストポストン証券会社調べ

（注）CDO：Collateralized Debt Obligation。ローン債権と社債を合わせて裏付け資産として発行される資産担保証券。

しかし、債券市場全体を見た場合、圧倒的に大きいのは国債であり、その他の債券は増えつつあるもののまだ限られた存在である（図18）。また、昨年のマイカル債、エンロン債のデフォルト、日本国債の格下げ、地方債の信用格差の容認など、債券の信用リスクが顕在化しており、投資家の選別は厳しくなるものと思われる。

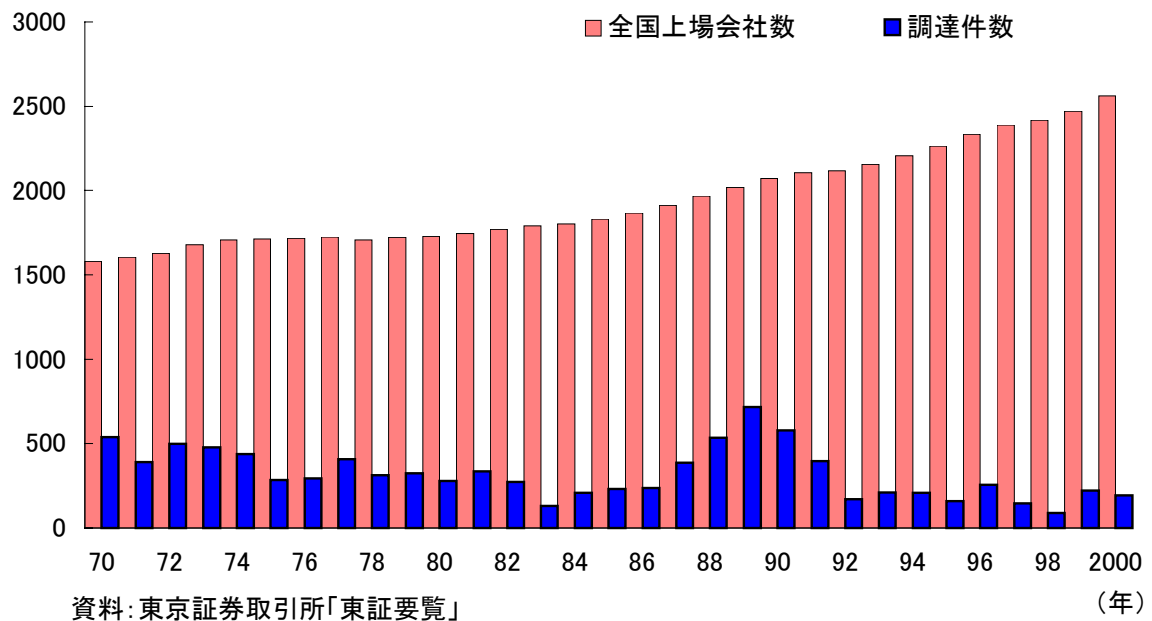
図18 公社債の売買高



(4) 株式市場

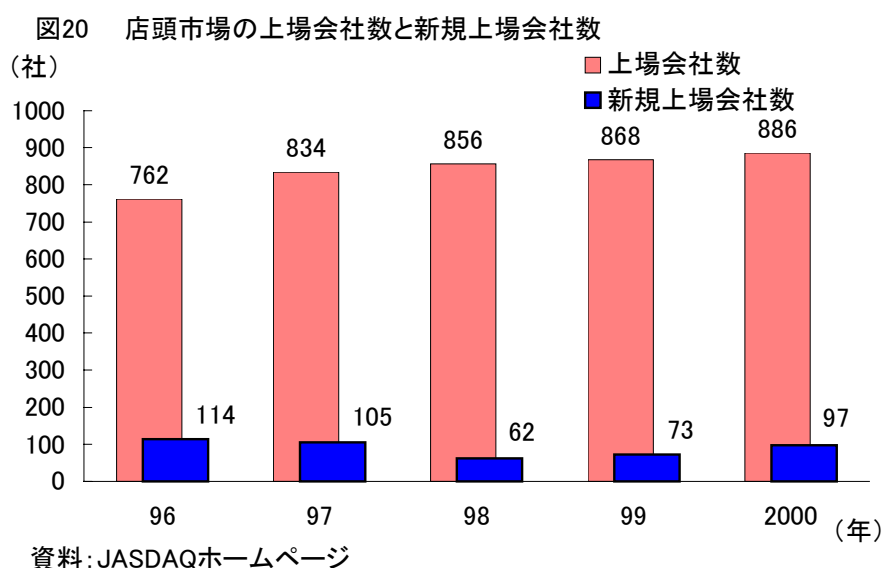
株式市場においては、企業の資金調達が増大している。株式発行による調達状況を見ると、株価の動向が影響するものの、公開社数、調達金額は着実に増加してきている(図19)。

(社、件) 図19 全国上場会社と株式による資金調達件数



株式公開をする企業は、従来は大企業が中心だったが、90年代に入ると、株式市場に関する規制緩和や新興企業向けの市場の創設が行われ、以前に比べて株式の公開は容易になった。店頭登録市場では登録基準の緩和、東京証券取引所においてはマザーズ、大阪証券取引所ではナスダックジャパンが開設され、創業してから間もない企業の上場も増えている（図20）。今では新興3市場累計で1,000社を超える企業が上場している。

ただし、企業数全体に占める株式公開企業は非常に少なく、ごく限られた企業のみを利用されているのが現状である。



## 2 金融行政

### (1) 金融自由化、金融ビッグバン

1980年代から金融自由化の一環として、商品、業態、金利などに関する規制が緩和され、多様な金融商品の販売、販売窓口の拡大、金利の自由化などが進められた。そして、90年代後半、フリー、フェア、グローバルという標語を掲げた金融ビッグバンが構想され、さらなる規制緩和が進められた。

金融ビッグバンでは、株式については公開基準、委託手数料、市場整備など、債券については発行、特定目的会社（SPC）設立など、金融機関については参入、資金調達、資金運用などに関する規制緩和が進められた。

その結果、株式や社債による調達が行いやすくなったり、金融機関から多様な金融商品の提供を受けやすくなったりするなど、金融に関する環境は以前に比べてかなり改善したといえよう。

## (2) 金融機関の経営の健全性確保

規制緩和などにより金融機関の経営の自由度が高まるなか、金融システムの安定性、利用者保護などの観点から、金融機関の経営の健全性を確保する必要が高まった。また、金融機関の国際業務が拡大するなか、破綻等による金融システムへの悪影響が広範囲に及ぶような事態を避けるために、一定水準の財務状況に達することが国際的にも求められるようになってきた。こうした要請に対し、国際的な統一基準であるBIS規制や早期是正措置等が導入され、不健全な経営に陥った金融機関の退出促進を図る体制が整えられた。

## (3) 金融危機への対応

1997年、大手金融機関の破綻が相次ぎ、金融危機と呼ばれる状況になった。その後も第二地方銀行や保険会社の破綻は続き、政府においては金融再生関連法案等による破綻処理スキームの策定、金融機関に対する公的資本注入などを行うとともに、中小企業の特別保証制度の創設、政府系金融機関による貸付促進など金融面のセーフティネット充実などの措置をとった。

# 3 金融機関の経営

## (1) 調達・運用の多様化

金融自由化、金融ビッグバンなどの規制緩和、デリバティブ、証券化など金融技術の発達、コンピュータの普及、インターネットの普及等情報化の進展などにより、金融機関は資金の調達・運用を多様化できるようになった。

例えば金利については、大口定期預金から自由化され、93年以降はすべての預貯金金利が自由化された。それに伴い、貸出金利も、固定、変動といった金利のタイプ、固定の場合はその期間も各金融機関が自由に設定するようになってきている。また、金利スワップ等の手段を用いて金利変動リスクを抑えたり、証券化によって貸出に伴うリスクをオフバランス化したりすることにより、長期・固定金利の貸出もできるようになっている。

資金調達面では、従来長信銀にしか認められていなかった金融債を普通銀行も発行できるようになり、長期資金の調達方法が拡大した。このため、政府系金融機関並の長期の貸出も行いやすくなっている。

また、情報技術の発達により、過去の取引をデータベース化し、審査の用に供してコスト削減を図るクレジットスコアリングモデルなども導入されるようになってきている。

## (2) リスク管理

金融取引が多様化し、取引金額も増える中、金融機関は安全確実に業務を遂行できるように、経営、財務の健全性を強く求められるようになってきている。そのため、運用する資産に関するリスク分析が不可欠となっている。

資産の中で最もウエイトが大きい貸出についてみれば、金利の自由化などにより多様な貸出条件を設定できるようになった一方で、償還の確実性、保全状況等の信用リスク管理が重要となり、既存の債権についても自己査定のほか、当局による検査などを通じて債権の査定・分類、取引の見直しを進めることが求められるようになってきている。経済情勢が低迷するような状況においては、貸出先の信用リスクが高くなるため、リスク管理の徹底は、貸出が伸びない要因にもなっている。

このほか、金利、為替の変動に伴うリスク等さまざまなリスクの定量的把握が不可欠となっている。

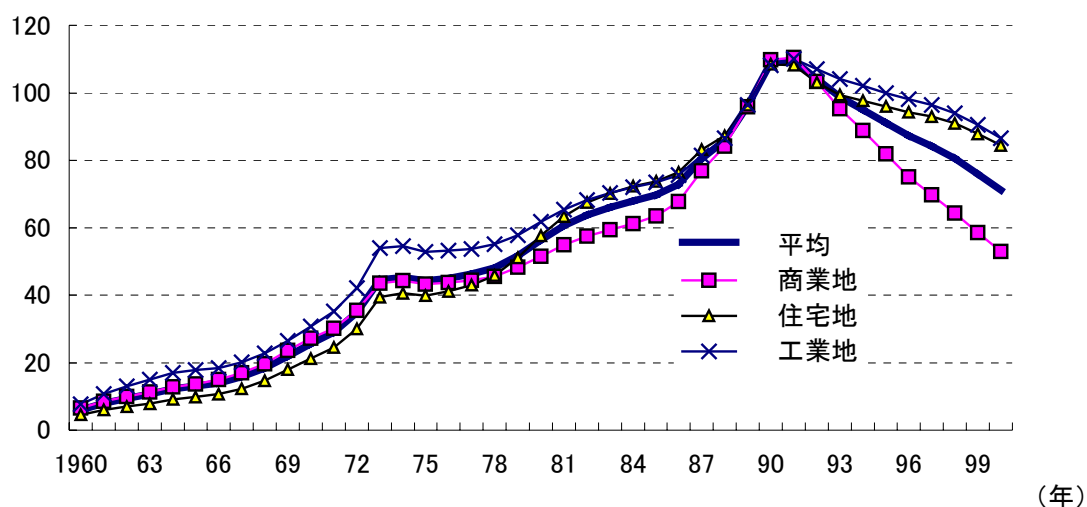
#### 4 資産価格

バブル崩壊以降、不動産価格、株価はかなり低い水準にある。こうした資産価格の低迷は、金融機関の貸出に影響を与えることになる。

不動産価格指数を見ると、91年をピークに下げに転じている（図21）。また、平均株価はピーク時の3分の1の水準である。企業等が借入を行う場合、担保等を提供するが、その価値が低下していることになり、借入可能な額が減少することになる。また、金融機関側では担保による保全状況を見て、貸出を減少させることになる。

一方、株式は金融機関の資産としても保有されていることから、その価格の低下は資産の減少、資本の減少に結びつく。経営の健全性の指標として自己資本比率が重視されているため、株価の動向は貸出に影響を与えることになる。

図21 全国市街地価格指数の推移



資料：(財)日本不動産研究所「市街地価格指数」  
 (注)1990年3月末=100として算出。



## 第2節 資金需要の構造変化

本節では、政府系金融機関の貸出対象分野のうち、家計、企業、農業、公営企業の資金需要の動向等について見ることにする。

### 1 家計の資金調達

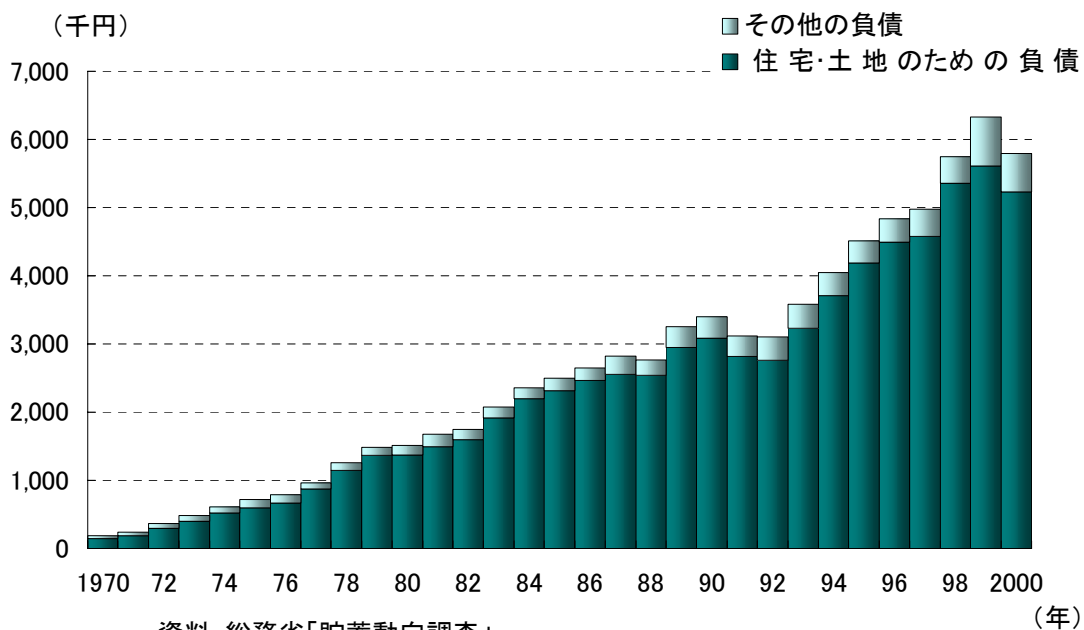
家計についてみると、借入のほとんどは住宅用であり、その他を目的とした負債は限られている（図22）。借入先は、金融機関が増えており、なかでも住宅金融公庫が最も多くなっている。

住宅資金の借入が多い理由としては、まず、住宅政策において、持ち家取得が促進されてきたことが挙げられる。持ち家取得に当たってさまざまな優遇措置がとられ、そのなかでも、中古住宅より新築住宅を取得する方が優遇されてきた。また、優良な借家が供給されないこと、投資額の約2倍という経済的波及効果が期待され、住宅金融公庫の貸出が景気対策の主要な手段とされてきたことも理由として挙げられる。

また、民間金融機関も多様な商品の提供を進めるなど（前掲表32）、住宅ローンに力を入れ、貸出を伸ばしてきている（前掲図15）。

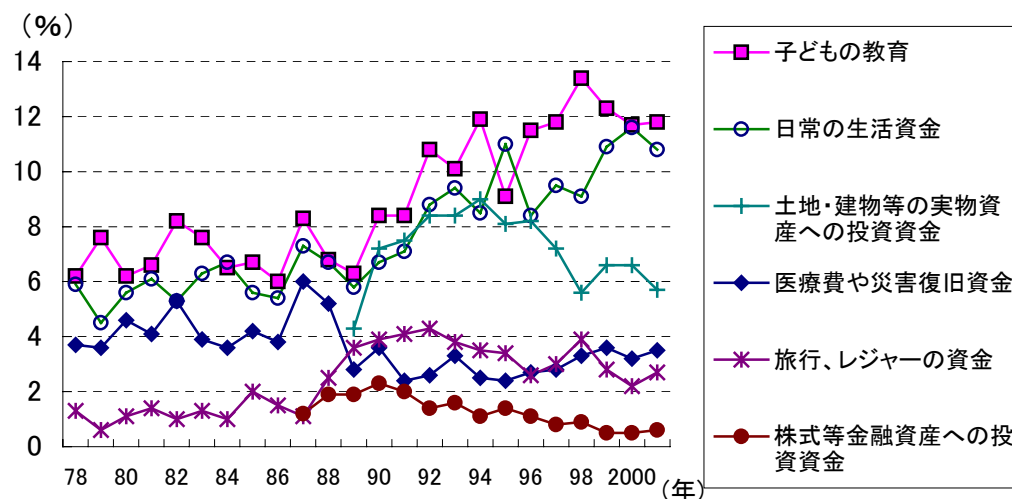
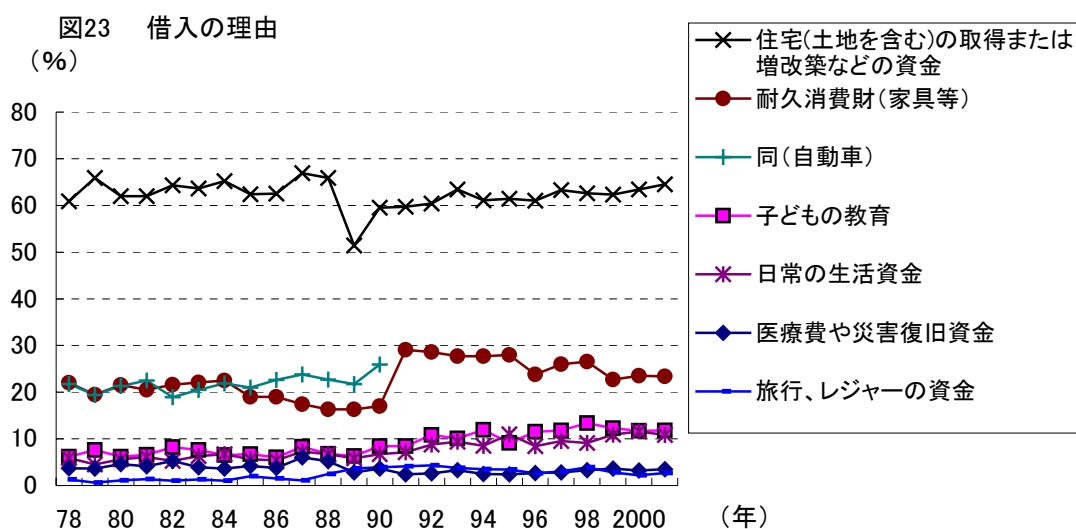
住宅事情については、戦後の住宅ひっ迫期、高度成長期を経て、数の上では世帯数を大きく上回るようになった。そのため、居住面積の拡大、耐久性やバリアフリー、省エネルギーなど質の向上等に力点が置かれるようになってきている。

図22 家計の負債額（勤労者世帯計）



今後の住宅資金の需要を考えると、世帯類型、世帯数、人口数の変化に応じて変化する可能性がある。また、持ち家政策が変更されるような場合にも住宅資金の需要に大きな変化が生じると考えられる。

住宅以外の家計の資金需要としては、教育資金、消費資金などが挙げられるが、現状では限られた需要でしかないようである（図23）。住宅借入の返済負担が大きいため、新たな借入をする余力に乏しいこと、借入があってもそれなりの貯蓄を保有していること、小口の資金はクレジットカードの利用などによりある程度やりくりできることなどが背景にあると考えられる。



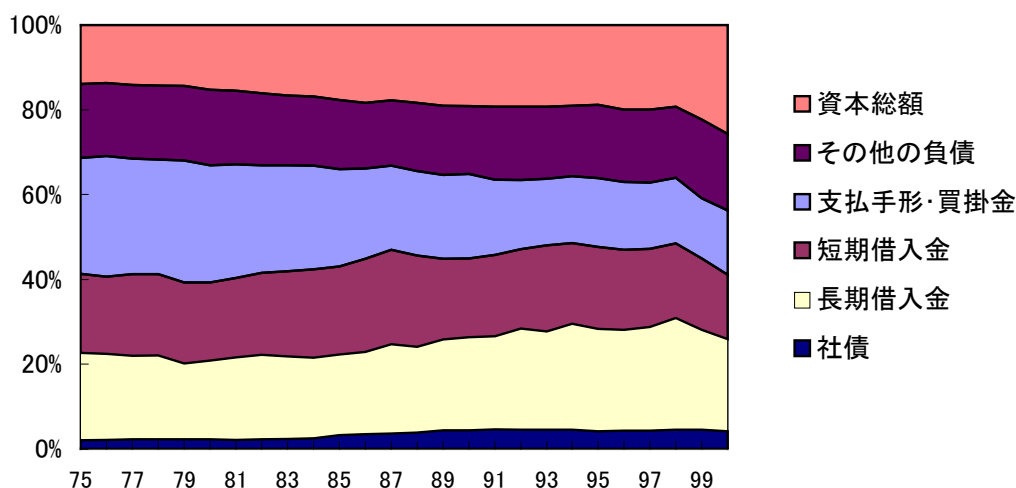
資料：金融広報中央委員会「家計の金融資産に関する世論調査」  
 (旧貯蓄広報委員会「貯蓄と消費に関する世論調査」)

## 2 企業の資金調達

企業は資本金、利益、借入金、社債、手形・買掛金等の企業間信用などにより資金調達を行っている。調達方法は、企業規模、事業内容、成長性などにより企業ごとに違いが見られる。

まず、全体の動きを見る。基本的に借入が主体となっている状態が続いているが、社債の発行が少しずつ増え、借入の一部を代替するようになってきている（図24）。また、負債のほか、株式発行など資本の調達も進んでいる。97年秋以降、金融機関の破綻が相次いだり、いわゆる貸し渋りなど融資判断が厳格化したりするなど金融情勢が厳しくなる中、借入が急速に減少した分、資本の構成比が高まっている。

図24 法人企業の総資本（負債＋資本）構成比



資料：財務省「法人企業統計年報」

こうした企業の資金調達の動きは、規模別に大きな差が生じている。大企業では、特に資本、社債による調達が進み、借入の割合が低下してきている（図25）。しかし、規模の小さい企業は、信用力、情報の非対称性などにより、株式、社債等市場からの調達が難しいため、借入に依存する割合が高い（図26）。最近は特にその傾向が強まっており、借入の割合は高い水準にある。規模の小さい企業の資金調達においては、今後も借入が重要な役割を果たすものと思われる。

図25 資本金10億円以上

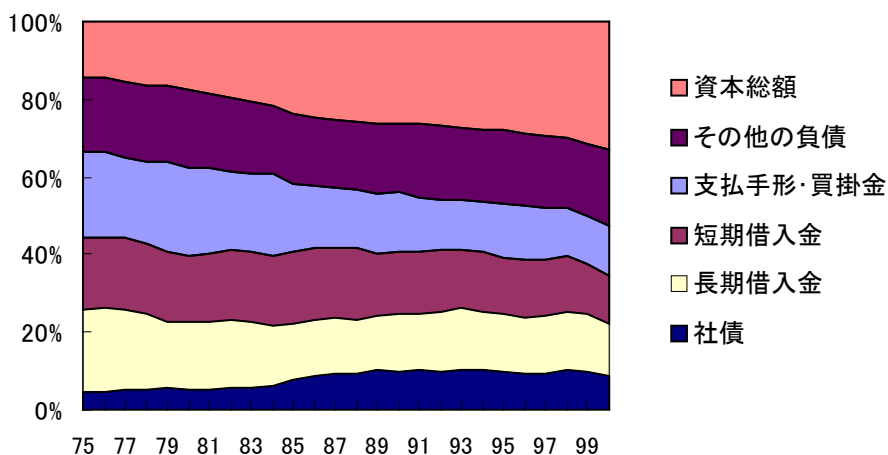
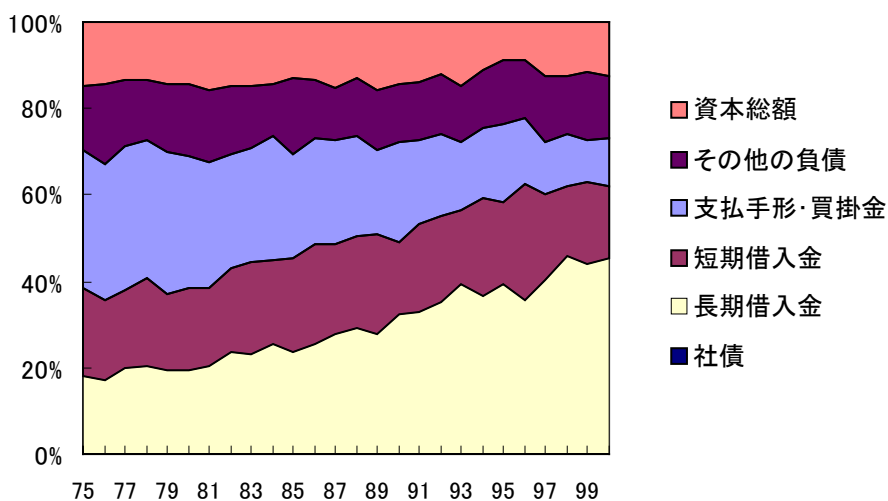


図26 資本金5百万～1千万円未満



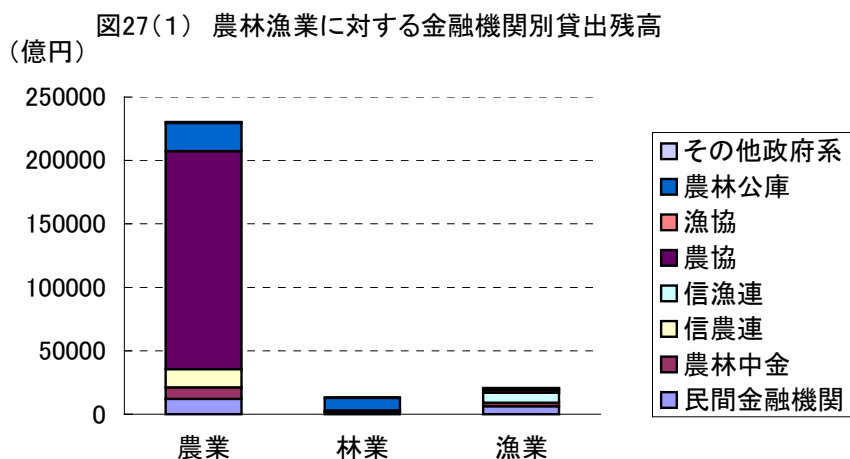
資料：財務省「法人企業統計年報」

### 3 農林漁業の資金調達

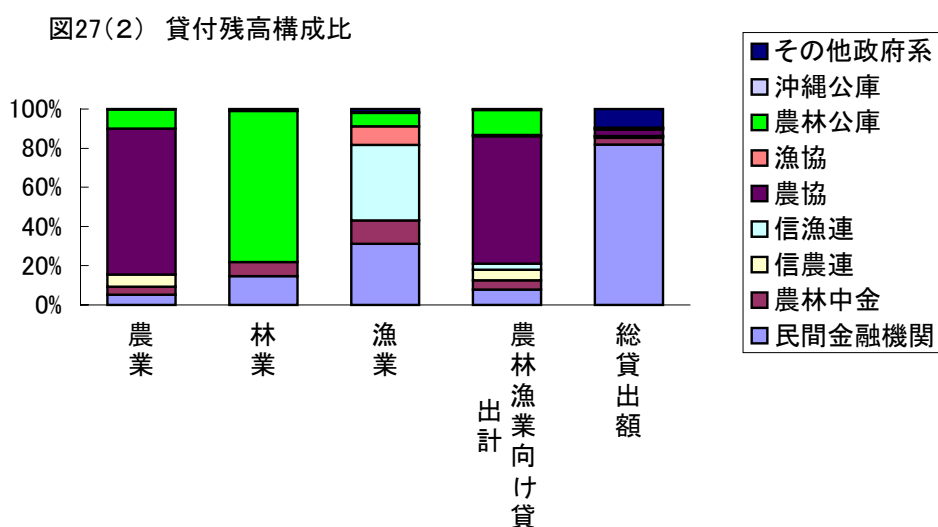
農林漁業における金融機関からの借入状況を見ると、農業が最も多くなっている（図27）。各業種によって借入先の構成比は異なっている。農業では農協が圧倒的に多く、ほぼ4分の3を占め、これに農林中金、信農連を加えた組合金融機関合計で約85%を占める。残りは農林公庫が約10%、民間金融機関が残り5%である。林業では農林公庫が77%、漁業では信漁連、漁協等の組合金融機関が60%、民間金融機関が約31%、農林公庫7%となっている。業種、事業規模により調達先はかなり異なっている。

農林漁業においては事業者の高齢化、高コストによる競争力低下、資源の枯渇などの問

題もあり、今後の資金需要に影響してくると思われる。



資料:農林中央金庫「2001年農林漁業金融統計」



資料:農林中央金庫「2001年農林漁業金融統計」

#### 4 公営企業等の資金調達

公営企業の資金調達は、地方債計画において示されているが、地方債残高が年々増加する中で、公営企業債も増加してきている。

従来地方債は、発行団体がどこであっても、安全性は同じと考えられてきたが、最近では財務内容が悪化している団体もあり、格付にも差が生じてきている。こうした中、地方債、公営企業債については、量的に安定し、条件が有利な資金調達が大きな課題となっている。

公営企業金融公庫は地方公共団体に代わり、国の保証を受けて資金をまとめて調達し、その資金を公営企業の事業のために地方公共団体に貸し出すという役割を果たしている。どの地方公共団体も調達金額、財政状況に関わりなく同一の条件の資金を借入できるため、公庫資金への需要はかなり高いものと思われる（図28,29）。

図28 公営企業金融公庫の団体別貸付状況(平成12年度)

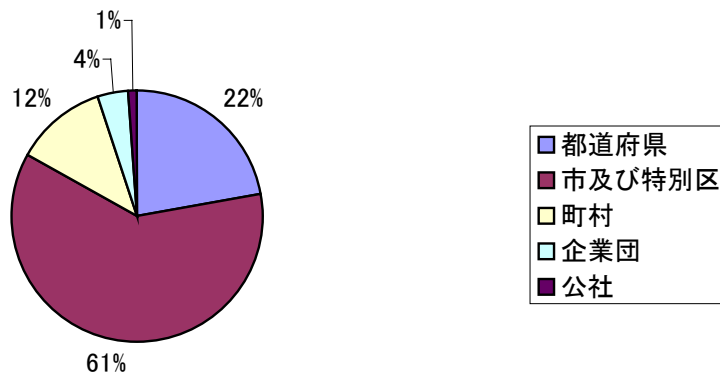
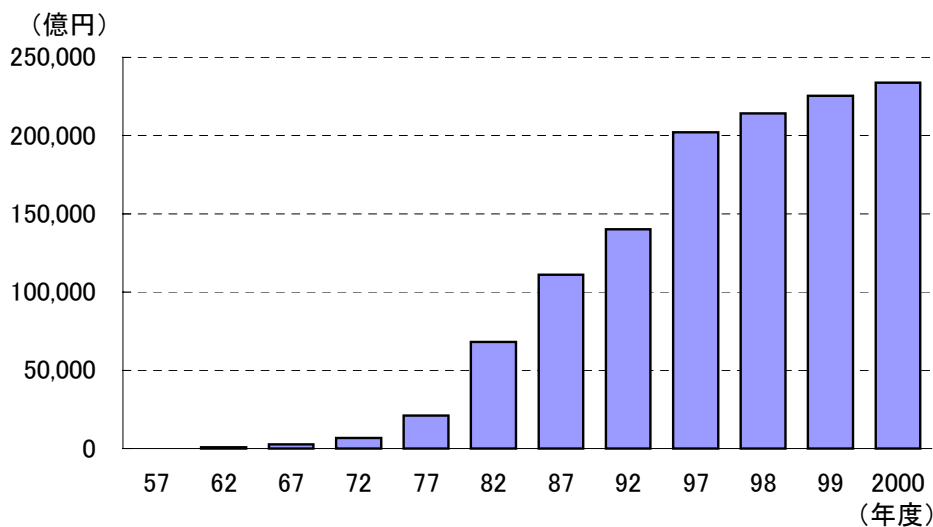


図29 公営企業金融公庫の貸付残高等の推移



資料: 公営企業金融公庫ホームページ

### 第3節 制度改革

本節では、政府系金融機関の事業に直接影響する制度改革である財政投融资制度の改革と行政改革・特殊法人改革について見てみることにする。

## 1 財政投融資制度の改革

平成13年4月、財政投融資制度の改革がなされた（表33）。資金運用部を廃止し財政融資特別会計の創設、郵便貯金資金、年金資金の預託義務廃止、市場原理の導入、財投債、財投機関債の発行、国債の市場金利との連動などが図られた。また、郵貯、年金資金については平成17年度までは経過措置として、運用額の半分を財政融資特別会計にて運用することと定められた。

表33 財政投融資制度改革の概要と影響

改革のポイント	政府系金融機関への影響
<p>全額預託義務の廃止に伴い、市場原理にのっとった資金調達政策コスト分析の導入、ディスクロージャーの一層の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 郵便貯金、年金積立金の預託義務の廃止、市場における自主運用</li> <li>・ 償還確実性の精査、民業補完を踏まえ、真に必要とされる額のみ調達</li> <li>・ 各財投機関は、まず財投機関債の発行を計画</li> <li>・ 財投機関債が困難な場合、財投債により調達した資金を供給</li> <li>・ 既往貸付、市場への影響に十分配慮した経過措置</li> <li>・ 貸付期間に応じ、国債の市場金利を基準にして貸付金利を決定</li> <li>・ 政策コスト分析の導入・充実</li> <li>・ ディスクロージャーの一層の徹底等による特殊法人等の規律確保</li> </ul>	<p>資金調達（方法）</p> <p>運用（条件）</p> <p>収益（調達コスト）</p> <p>事業規律 （事業内容、ディスクロージャー）</p>

資料：財務省理財局「財投りポート」から作成

財投改革の事業への影響については第2章において触れたとおり、資金調達、運用、収益など多様な面に及んでいる。資金調達方法を見ると、初年度の財投機関債の発行はわずかにとどまったが、今年度は約3倍の発行を計画している（後掲表44）。

収益面では、運用期間が短い機関では、調達期間を短くすることにより調達金利を引き下げることができたため、改善が見られる。

一方、財投機関債の発行に当たっては、投資家への説明など、従来以上にディスクロージャーの向上が必要になっている。各機関とも投資家説明会の実施やホームページへの各種資料の掲載を進めている。

## 2 行政改革

政府系金融機関については、過去、行政改革の一環として事業の見直しや組織形態の変更・統廃合が行われており、現在も特殊法人改革の中で検討が進められている。

### (1) 過去の行政改革における統合

政府系金融機関の統廃合は、時期的に2回行われてきた。まず、1985年、医療金融公庫と社会福祉事業振興会が統合して社会福祉・医療事業団が設立された。

また、1999年、8機関が4機関に統合された(表)。数の整理、統合による相乗効果、効率性の向上などが企図されたものである。統合される機関の組み合わせは、事業分野は近いものの、事業内容が相当異なったり、財務内容に大きな差があったりしたため、批判もなされた。

表34 政府系金融機関の統廃合

	統合前	統合後
1985	医療金融公庫、社会福祉事業振興会	社会福祉・医療事業団
1999	中小企業事業団、中小企業信用保険公庫 国民金融公庫、環境衛生金融公庫 日本輸出入銀行、海外経済協力基金 日本開発銀行、北海道東北開発公庫	中小企業総合事業団 国民生活金融公庫 国際協力銀行 日本政策投資銀行

### (2) 現在の特殊法人改革

特殊法人改革については、平成12年12月に閣議決定された「行政改革大綱」において、一定の基準に基づき特殊法人等の事業及び組織を抜本的に見直し、13年度中に「整理合理化計画」を策定し、17年度末までの「集中改革期間」内に法制上の措置その他の必要な措置を講ずることとされた。これを受けて、行政改革推進事務局(特殊法人等改革基本法の施行(13年6月22日)以降は特殊法人等改革推進本部事務局を兼務)において13年1月から検討が開始された。同事務局は平成13年4月3日に「特殊法人等の事業の見直しの論点整理」を取りまとめ、6月22日には「特殊法人等事業見直しの中間取りまとめ」を、8月10日には「特殊法人等の個別事業見直しの考え方」を特殊法人等改革推進本部に報告した上で公表した。

この検討の中で、政府系金融機関については、住宅ローンに見られる高シェア、金利低下局面における繰上償還増加に伴う多額の財政負担等、事業の内容、事業の方法などについてさまざまな問題点が指摘された。

平成13年12月に閣議決定された特殊法人整理合理化計画においては、政府系金融機関について、住宅金融公庫の廃止、中小企業総合事業団信用保険部門の中小企業金融公庫への移管が決定され、その他の政府系金融機関の整理合理化に関する方針については、経済財政諮問会議にて検討の上、平成14年内に決定とする方針が示された(詳細は付属資料参照)。平成14年4月24日に開催された経済財政諮問会議の平成14年第11回会合において、民間議員を中心に政策金融のあり方に関する論点について検討された。



### (3) 特殊法人改革の影響

今次特殊法人改革において、住宅金融公庫は順次規模を縮小し、証券化業務の実施など機能の転換を図り、5年後には廃止という方針が決まった。前述したように住宅金融公庫は住宅ローン市場で圧倒的な市場シェアを占め、その動向は今後の住宅ローン市場に大きな影響を及ぼすと考えられる。

住宅金融公庫の廃止に当たりどのような議論がなされ、利用者、金融機関にどのような影響が生じているのか、概要を以下に示す。

#### 住宅金融公庫廃止に伴う動向

##### 住宅公庫の業務への批判

住宅金融公庫の超長期・固定金利・低利貸出は、民間金融機関と比べて有利な条件であることから民業圧迫、金利低下局面での繰上償還増加に伴い補給金が増加したことに対しては、財政負担拡大との批判がなされるようになった。

##### 利用者の根強いニーズ

住宅金融公庫や住宅建設会社などの調査では、返済額の安定性、低利による有利性、住宅の品質確保などの観点から、住宅金融公庫の存続を望む意見が多かった。

##### 特殊法人改革に伴う公庫の変化

平成13年12月の特殊法人整理合理化計画において、公庫廃止が決定され、証券化等を促進する独立行政法人の創設が決定された。公庫は貸出を順次削減し、事業内容を直接融資から債権買い取り・証券化等セカンダリー市場育成に変えていくこととなった。

##### 民間金融機関と住宅ローン商品

民間金融機関においては住宅ローンの貸出を増加させている。ローン商品についても長期固定金利ローン、1%ローンなどが供給されるようになり、住宅金融公庫のローンと比べて遜色ないレベルとなっている。また、平成14年4月から住宅金融公庫と民間金融機関が協調融資を行う「すまい・るパッケージ」の取り扱いを始めている。

##### 住宅金融において残された課題

民間金融機関は事業戦略上、貸出対象をある程度限定して貸出を行うことから、融資先選別の可能性がある。また、住宅金融公庫の検査に代わる住宅の質の確保も課題となっている。

##### 今後のスケジュール

平成14年度から割増融資制度の見直しなどにより貸出限度額は段階的に縮小される。民間金融機関との協調融資商品等の提供を進める一方で、住宅ローン証券化に関する業務の比重を高めていく。ただし、住宅金融公庫の直接融資業務については存続論もあり、5年後の民間金融機関の貸出状況を勘案して決定されることとなっている。

## 第4章 政府系金融機関の今後の資金提供サービス

政府系金融機関の事業についてはさまざまな問題点が指摘されており、金融面の諸状況から見て改善の余地が生じていると考えられる。政府系金融機関の今後の資金提供サービスのあり方等について、環境変化および海外の政策金融の状況などを踏まえつつ検討することとする。

### 第1節 諸外国の政策金融

ここでは、海外において公的部門が資金提供をどのように行っているのかを見ることとする。具体的には、米国、英国、ドイツ、フランス各国の政策融資等の状況、政策金融に関わる主要な機関の事業内容等を概観する。

#### 1 米国

米国では、連邦予算の一部として取り扱われている連邦信用計画（Federal Credit Program）のなかで、政策金融が行われている。対象分野は住宅、教育、中小企業、農業・農村、貿易等であり、連邦政府機関と政府支援企業（Government Sponsored Enterprises：GSEs）が直接融資（Direct Loan）、債務保証、保険等を行っている（表35）。政策金融実施に伴い発生する政策コストは、現在価値に割り戻されて予算計上されている。

米国の政策金融は、民間金融機関の資金提供を促し、それでも円滑に資金が行き渡らない層に対して直接融資を行う仕組みになっており、信用保証等のウエイトが高く、直接融資は少ない。

原資は税収、国債、債券、借入金、回収金等である。政府支援機関が発行する債券は、政府保証はないものの、暗黙の保証があるものと見なされ、高い格付が付与されている。

なお、政府支援企業は、株式が上場されるなど民間所有であるが、関係省庁による監督、役員の一部の政府任命などが行われており、政策に沿った事業を行っている。事業が限定される見返りに補助金や税の減免措置等を受けている。

連邦信用計画の実績を見ると、直接融資は減少してきているものの、債務保証は増加傾向にあり、金融活動への関与は拡大してきている。

表35 米国の政策金融概要

	実施機関	対象分野	主な事業内容
政府機関	住宅都市開発省 連邦住宅局 政府抵当金庫	住宅 住宅	民間住宅ローンへの保険、保証 公的保険付き民間住宅ローン証券化商品の 元利金支払保証
	退役軍人省	住宅	退役軍人の民間住宅ローンへの保険、保証
	農務省  農村電話局 農業サービス局	住宅 地方 貿易	地方居住者の住宅取得に対する直接融資、 ローン保証、低所得者への補助金の提供 地方における公共施設建設、インフラ整備に対する補助金、 融資、融資保証 農村電気通信施設への融資 低所得農家への融資、融資保証
	財務省	地方	地域開発ファンドへの出資
	教育省	教育	民間金融機関、学校を通じた貸出、保証機関の再保険引受等
	中小企業庁	中小企業	民間ローンへの保証、直接融資
	国防総省	貿易	武器輸出にかかる信用保証
	国際開発庁	貿易	海外での企業活動の金融支援
	輸出入銀行	貿易	輸出入にかかる融資、融資保証
	海外民間投資会社	貿易	損害保険、直接融資、製品保証、地方企業への投資ファンド 設立
	政府支援 機関	連邦抵当金庫	住宅
連邦住宅貸付抵当公社		住宅	民間住宅ローンの買取またはMBSとの交換、発行証券の元 利金支払保証
連邦住宅貸付銀行制度		住宅	連邦住宅金融制度理事会(FHFB、12地区有り)の信用準備、加 盟金融機関への資金供給等
学生金融公庫		教育	保証付きローンの買取
連邦農業信用制度		農業 地方	農家等への住宅ローン等の提供
連邦農業抵当公社		農業 地方	農業不動産、地域住宅ローンの証券化

資料：Office of Management and Budget “Budget of the United States ,  
Analytical Perspectives ”

## 2 英国

政府予算は統合国庫基金(Consolidated Fund)、国家貸付基金(National Loans Fund : NLF)からなり、後者が日本の財投制度に当たる。資金調達は、税、国債、回収金、統合国家資金勘定からの繰入等からなる。運用は貸出であり、それ以外は統合国家資金勘定

への繰入等が行われている。

NLFの資金規模は90年代以降拡大してきているが、その中で、貸出の額は横ばいである（表36）。貸付先は、国営企業、公営企業等、中央政府、地方公共団体、民間部門などである。そのうち最も多いのが地方公共団体向けで、2000年で9割を超える。反面、民間部門への貸出は、最近ではほとんど行われていない。

表36 イギリスの国庫貸付基金勘定 (百万ポンド)

	91	92	93	94	95	96	97	98	99	2000
総資産	198,703	214,528	248,644	306,873	349,160	390,682	419,549	418,445	421,636	426,239
ローン合計	56,778	55,493	48,706	48,471	47,496	46,601	46,747	46,743	48,514	49,789
国有企業	2,811	1,791	2,634	3,065	2,802	2,070	1,067	1,013	930	879
その他公的企業	1,901	1,625	1,495	1,337	1,174	478	639	772	974	967
うち住宅関連	2,524	1,773	1,474	1,385	1,336	1,380	1,241	264	195	182
地方公共団体	48,087	48,742	41,465	40,979	40,441	40,969	42,134	42,951	44,743	46,099
民間部門	15	15	14	14	13	13	1	1	1	1
中央政府	1,441	1,547	1,624	1,691	1,731	1,691	1,665	1,742	1,671	1,661
その他資産	16,118	16,728	17,836	18,508	15,607	12,916	10,296	9,106	12,057	24,824
統合国庫基金勘定	125,807	142,307	182,102	240,351	286,056	331,165	362,506	362,596	361,065	351,626

資料：“The Annual Abstract of Statistics”

(注) 住宅関連の貸出先としては、Scottish Homes、Housing Corporation(England)、Housing for Wales等の機関がある。

### 3 ドイツ

ドイツでは、国家予算の一部が貸付等に向けられるほか、復興金融公庫（Kreditanstalt für Wiederaufbau：KfW）、ドイツ調整銀行（Deutsche Ausgleichsbank：DtA）など特殊課題金融機関と分類される金融機関が、中小企業や地方公共団体などを対象に貸出、投資等を行っている。特殊課題金融機関の所有者は、国、地方公共団体、民間と多様であるが、いずれも、政策に沿った事業を行っている。

ここでは特別銀行グループの中の代表的な金融機関である復興金融公庫について説明する。復興金融公庫（KfW）は1948年に設立された機関である。主な対象分野は、中小企業、地方インフラ、住宅、環境、エネルギー・交通関連のプロジェクトファイナンスなどである（表37）。資金提供方法は、貸出、投資、保証など多様である。

事業の原資は連邦予算、欧州復興プログラム（ERP）特別財産、金融機関等からの借入、市場での債券発行などである。債券は政府保証が付かないが、事業の性格上、国債に準じた格付が付与されている。収支は黒字であり、利益該当部分は資本に繰り入れられ、最終的な利益は0として処理されている（表38）。

表37 復興金融公庫（KfW）の投融资制度の概要と2000年実績

（100万ユーロ）

制 度	対 象	実績
国内向け貸出		21,055
中小企業		7,536
KfWプログラム		5,692
中小企業	中小企業	5,050
KfW/BMWi技術参加プログラム	技術開発型小企業の株式取得	249
ベンチャーキャピタルプログラム	KfWのベンチャーファンドを通じた株式取得	298
参加基金	東ドイツ地域の企業の株式取得	57
統合基金	企業買収資金	38
ERPプログラム		1,787
ERP復興プログラム	東ドイツ地域への投資	652
ERP地域プログラム	地域経済発展のための投資	331
ERPイノベーションプログラム	技術開発とマーケティング	639
ERP資本参加プログラム	民間投資会社による企業経営参加	105
ERP保証銀行ローン	保証銀行への基金	61
他の連邦基金		56
KfW石炭産業投資プログラム	石炭産業の雇用増加のための投資等	56
BMZ企業補助技術プログラム	発展途上国に対するドイツ企業の投資	0
住宅		5,090
KfW住宅近代化プログラム	東ドイツ地域の住宅近代化、修繕	1,299
KfW二酸化炭素削減プログラム	建物の二酸化炭素削減、省エネルギー投資	925
KfW住宅所有助成プログラム	自己所有住宅の建設、購入	2,865
地域インフラ		2,760
KfW社会基盤プログラム	地域の社会基盤	2,754
ザクセンアンハルト地方汚水処理	ザクセンアンハルト地方汚水処理プログラム	6
環境保護		585
KfW環境保護プログラム	環境保護プロジェクト	585
プロジェクトファイナンス	エネルギー、交通プロジェクト	4,861
その他		223
国内向け貸出（再掲）		21,055
KfWプログラム		19,211
ERPプログラム		1,787
他の連邦基金		56
ヨーロッパでの貸出		1,575
その他の事業		4,357
合 計		26,987

資料：KfW Annual Report 2001

表38 復興金融公庫（KfW）の財務状況

資産・負債

資産	22,3074
現金、預け金	30
銀行貸出等	94,455
顧客への貸出	82,678
債券その他固定金利証券	20,016
株式その他変動金利証券	10,546
その他	15,349
負債	223,074
銀行借入	48,055
顧客からの借入基金	100,860
証券借入	51,897
その他	16,323
資本	5,939

損益 (100万ユーロ)

収入	10,966
受取利息	10,543
配当金	33
手数料	365
その他	25
支出	10,966
支払利息	9,584
ERP基金への支払い	37
営業経費	248
引当金等	593
資本への繰入	205
利益	0

資料：表37に同じ。

#### 4 フランス

フランスでは、政策金融機関として預金供託公庫（Caisse des Depots et Consignations：CDC）をはじめ、特殊金融機関と呼ばれる金融機関が投融資等の事業を行っている。ここでは、資産規模が大きいCDCの事業等について見ることにする。

CDCは1816年に設立された。当初の主な事業は、国債の償還のための資産管理だった。現在では、その業務の幅は広がり、郵便貯金等の預託受入、雇用・地域開発向け投融資、銀行業務、退職年金基金の管理、グループ会社の管理統制などを行っている。

CDCは政府、国家予算とは独立し、議会のコントロールに従っており、国民議会議員、元老院議員、フランス銀行総裁等により構成される監視委員会により監督されている。

CDCでは、銀行業務など民間金融機関に対応する業務についてはグループ企業で対応している。主なグループ企業には、CNP（国民保険株式会社）生命保険、CDC IXIS（資本市場・ファイナンス業務、資産管理業務、銀行業務、証券サービス業務）、C3D（預金開発金庫：不動産開発、技術サービス）があり、それぞれCDCの100%子会社となっている。また、3社はそれぞれ子会社をもっており、重層的な企業グループを形成している。一方、預託金の管理、運営等は別勘定で扱われ、政策金融はこの部分に含まれている。

政策金融の主な事業対象は、住宅、中小企業、地域開発などであり、普通貯蓄金庫（CEP）およびラ・ポストの国民貯蓄金庫（CNE）などから預託された資金、債券発行により調達した資金を原資としている。預託される資金の原資は、主に運用方法が指定された貯金である。

CDCの財務諸表は業務ごとに分かれています。まずCDCグループの統合財務諸表を見ると、債券等の投資、銀行への貸出が多く、金融機関以外への貸出（「顧客取引」）は資産全体の中では少ない（表39）。そのなかで、設備資金、住宅資金の貸出が行われている。収益を見ると、貸出事業は赤字であるが、証券売買に伴う収入等により最終的に利益を計上している。

一方、貯金基金勘定の財務諸表を見ると、貸出が最も多く、次いで証券が多くなっている（表40）。貸出の中では住宅ローンが最も多く、この部分が政策的な住宅資金供給に当たる。このほか、インフラストラクチャー向けの貸出が多くなっている。収益は金利収入が最も多く、利鞘も確保され、最終的に利益も計上されている。

表39 預金供託公庫（CDC）統合財務諸表

統合貸借対照表(2000.12.31)

資産	269,908
銀行間取引等	91,002
顧客取引	9,697
債券、株式、その他の固定・変動利付証券	79,941
保険会社投資	51,939
長期株式所有、引受けその他長期投資	3,088
有形、無形固定資産	5,344
営業権	1,653
繰延資産、その他資産	27,244
負債	269,908
銀行間取引等	85,122
顧客取引	43,131
債券	25,849
保険準備	50,397
その他負債	49,680
営業権	3
損失準備金	1,651
劣後債	444
銀行リスク基金	871
少数株主持ち分	932
利益剰余金	11,828

損益計算書 (100万ユーロ)

受取利息	7,731
支払利息	8,092
変動利付証券収入	524
受取手数料	810
支払手数料	266
証券売買収入	1,313
転売証券売買収入	1,701
その他の銀行業務純益	212
保険業務収益	483
その他の純所得	1,276
銀行業務純益（経常収益）	5,692
営業経費	2,565
その他	230
業務総所得	2,897
税引前経常利益	2,900
所得税	778
償却等	189
当期純利益	1,926

資料：CDC ANNUAL REPORT 2000

表40 預金供託公庫（CDC）貯金基金部門財務諸表

貸借対照表

資産	213,173
公的部門証券等	66,882
銀行間、国庫取引	1,815
ファイナンス取引	109,683
インフラストラクチャーローン	8,967
住宅ローン	84,037
その他のローン	16,680
債券その他確定利付き証券	29,291
株式その他変動所得証券	5,355
長期所有株式及びその他の長期投資	2
有形固定資産	22
繰延資産、その他資産	122
負債	213,173
銀行間、国庫取引	7,450
預託貯金	189,946
その他負債	451
危険準備金	1,399
補助金	1,691
一般銀行リスク基金	3,040
利益剰余金	9,196

資料：表39に同じ。

損益計算書 (100万ユーロ)

受取利息	9,698
支払利息	6,412
変動利付証券収入	145
支払手数料	2,041
証券売買収入	0.4
転売証券売買収入	1,220
その他の銀行業務純益	80
銀行業務純益（経常収益）	2,530
営業経費	98
業務総所得	2,432
引当金等	608
当期純利益	1,825

## 第2節 政府系金融機関の資金提供サービスに関する考え方

政府系金融機関は戦後の経済復興、地域的な経済状況の改善などを目的に設立され、わが国の経済発展の過程において生じた政策目的を実現する手段として機能を発揮してきた。しかし、その間に生じたさまざまな環境変化により、事業のあり方、存在意義等に関してさまざまな指摘が行われている。

政策を実現するに当たって、用いる手段はいろいろある。金融手段を用いる場合、現在のような政府系金融機関による直接的な資金提供のほか、民間金融機関の資金提供に対する保証、債権買い取りなどの間接的な資金提供など、多様な方法が考えられる。直接融資を行うとしても、現在よりもコストを削減する方法もある。

また、金融手段ではなく、減税等財政手段の活用等も方法として考えられる。手段の選択



については、政策実現にかかるコスト、事業の合理性を検討することが必要であり、それに基づいて政府系金融機関の事業内容、位置づけも変わると考えられる。

政府系金融機関の今後については、現在、経済財政諮問会議で検討中である。ここでは、直接融資、民間金融機関による代替等、政府系金融機関の資金提供サービスについて考え方を整理するとともに、どのような方向性が考えられるのか検討することとする。

## 1 直接融資の改変

まず、政府系金融機関の直接的な資金提供事業について検討する。政府系金融機関の貸出については民業圧迫、財政負担過大等の批判を受けている。これら諸点を改善するためにどのような方法があるのか指摘する。

### (1) 対象の見直し

政府系金融機関は、一般金融機関の貸出が困難な対象への資金提供が目的とされているが、実際の貸出先の中には、借入以外の方法でも資金調達ができると見られる大企業や優良な中小企業が含まれ、また、貸倒れの少ない住宅ローンの貸出も行われているため、社債市場の拡大や民間金融機関の貸出を妨げているとの見方がある。

政府系金融機関の資金提供サービスの対象は、利用しやすい直接金融市場、民間金融機関の貸出が促進されるような仕組みが整備され、それでも資金の供給が不足する部分に限定していく方向にあると考えられる。

対象となる分野は、諸外国の政策金融を見ても、住宅、中小企業、地域開発、農林漁業等が中心となると考えられる。その中でも、小口、情報収集困難など高コストとなる貸出、超長期、中小企業など信用リスクの高い貸出、外部性が高く投資インセンティブが低いプロジェクトに対する貸出など、市場の失敗と呼ばれる部分に対する貸出が中心になると考えられる。

### (2) 金融手法の活用による財政負担の削減

政府系金融機関の資金提供サービスにかかる財政負担は、現在行っている貸出の特徴及び資金調達・運用の仕組みにより生ずるリスクが要因となっていると考えられる（前掲表19）。これらのリスクは金融手法の活用により、ある程度縮小させることができると考えられる。

まず、信用リスクは、貸出先の選別、貸倒をカバーできる収益の確保という方法により縮小させることができると考えられる。

しかし、貸出先の選別は、各機関の設立目的から見て極めて困難であり、信用リスクが高くなるのは避けられない。そこで、貸倒による損失を減らすためには、信用リスクに対応した金利の導入など、金利の引き上げが必要と考えられる。従来、政府系金融機関は貸付制度、貸付期間が同じならば、すべての貸出について同一の条件を適用してきたが、そうした金利体系は変化が求められることになる。

次に、市場リスク（金利変動等）は、固定金利で貸し出し、その債権を長期にわたって保有し続けていることにより発生するため、証券化によりオフバランス化したり、変動金利、金利スワップなどの金融手段を活用したりすることによりある程度回避できる。繰上償還に

については、禁止は困難であると考えられるため、手数料あるいは貸出金利への上乗せにより補う必要があると考えられる。

しかし、金融手段の活用は、現実には困難な面も多い。証券化や金利スワップなどの手法は、それぞれの市場規模が関係するが、我が国では政府系金融機関の資金提供事業をカバーできるほどの規模には至っておらず、まだ限定的である。また、証券化は、貸出債権の金額や償還期間、債権数、債務者の質、繰上償還などが影響するため、すべての機関で活用できるとは言い切れない。

一方、政府系金融機関が行う低利貸付は、必然的に収益の悪化をもたらすが、政策的な意図に基づいて行うものであるから、収支のマイナス分は財政で負担されるべきものである。より厳密に管理するならば、低利貸付について個別勘定の設定等によるコストの明確化が必要であろう。

### (3) 資金提供における役割の明確化

政府系金融機関の貸出においては、資金需要のすべてを満たすのではなく、民間金融機関の貸出を誘導すること、貸出にかかるリスクを負担することにより民間金融機関の資金を呼び込むことも求められる。こうした機能を明確に果たす貸出方法としては、プロジェクトファイナンスやシンジケートローン等が考えられる。

プロジェクトファイナンスは、ある事業体が行うプロジェクト実施に必要とする資金を貸出対象として、返済財源、担保は当該プロジェクトから得られる収益、当該プロジェクトにおいて投資・使用する資産に限定する融資である。事業体は自身の信用力に関わりなく、プロジェクトの内容のみで貸出を受けることができ、新規事業の立ち上げなどの場合、有効な方法である。一方、金融機関にとっては大規模で期間の長いプロジェクトが対象になることが多いため、リスクが高い融資方法でもある。

シンジケートローンは、複数の銀行が主幹事となる金融機関を通して同一条件で貸出を行う仕組みの融資方法である。調達側は多額の資金を調達することができ、金融機関は1行で融資を行うよりもリスクを分散できる。

これらの融資方法は海外ではかなりの実績があり、リターンも高いことから、国内での利用拡大が期待されている。また、公共事業等については、海外ではPFI (Private Finance Initiative) などの手法も実施されており、日本でもその導入が図られつつある。こうした資金提供方法に政府系金融機関が関与することは、リスクを負担することにより、民間金融機関が資金提供をしやすい環境を作ることにつながると考えられる。

貸出以外にも、出資などによる資金提供も考えられる。投資ファンド、例えばベンチャーファンド、企業再建ファンド等への出資は、リスクが高いため、民間資金の出資も限られてくる。そのなかで、政府系金融機関の投資は、リスクを負担するとともに呼び水としての機能を発揮できる側面もあると考えられる。すでに日本政策投資銀行等により何件かの投資実績はあり、今後の成果が期待される場所である。また、こうした資金提供は、リスクに見合ったリターンを得られる可能性があることから、収益性を高めるためにも有効であると考えられる。

### (4) 政策目的による条件緩和

従来、政府系金融機関は、同じ貸付制度で同じ返済期間ならば、企業の財務内容等にかかわらず同一条件で貸出を行ってきた。しかしながら、投資インセンティブの向上、資金提供による効果の増大のため、貸出先によって条件を大幅に緩和することも考えられる。例えば、雇用増加や地域開発に貢献するような事業計画をもつ企業に対しては、大幅な金利の減免や、株式取得等を通じた積極的な経営関与により、その成長を促進するということが考えられる。この場合、採算がとれない場合もあると考えられることから、財政的な裏付け措置が必要であるが、政策の方向性等が明確になり、呼び水効果が期待できると思われる。

## 2 民間金融機関による資金提供

第2章において、政府系金融機関の貸出にはいくつかの特徴があり、効果を発揮してきたこと、一方で、それらの特徴が民業圧迫等の批判を生じさせる要因になっていることを見た。しかし、政府系金融機関の貸出は、金融環境の変化などにより、民間金融機関でも対応できる部分が増えている。ここでは、政府系金融機関の貸出の特徴をどのような手段で実現できるのか検討し、民間金融機関が政府系金融機関並の資金提供サービスを行う場合の問題点を指摘する。

### (1) 政府系金融機関の貸出の機能分解と対応方法

政府系金融機関の貸出は、長期、固定、低利などの特徴がある。こうした特徴は、金融市場の変化、金融手法の発達により、民間金融機関によってもある程度対応できるようになっている(表41)。

長期・固定金利貸出については、債券市場の利用、証券化、スワップ金利の活用、セーフティーネットの役割については、取引先の倒産や天災などに対する損害保険の提供などにより対応できるようになっている。また、一般金融機関からの融通が困難な対象への貸出については、信用保証協会による保証を利用することによりすでに対応がなされている。

表41 民間金融機関による対応方法

政府系金融機関の貸出の特徴・役割	民間金融機関の対応例
一般金融機関からの融通が困難な対象への貸出	信用保証
長期・固定金利	証券化 金利スワップ
低利	(利子補給等)
セーフティーネット	保険
量的安定供給	(特別保証制度等)

### (2) 民間金融機関の資金提供にかかる問題点

金融手法の工夫、信用補完等制度的サポートを行っても、民間金融機関では対応しにくい対象、対応しにくい役割は存在する。例えば、小口、情報の非対称性の存在等に伴う高コストな貸出、超長期等信用リスクが高い貸出などである。環境対策など外部性が高い投資を促進するための低利貸出なども、利子補給等財政からの補填がなければ実現は難しい。

また、民間金融機関の資金提供は、各金融機関の経営戦略、経営状況、経済情勢に大きく左右される。安定的な資金供給、景気調整という役割やセーフティーネット等の役割を民間金融機関に期待するのは困難であると考えられる。

民間金融機関が政府系金融機関の資金提供サービスを代替するためには、何らかの制度的なサポートが必要である。そして、サポートを行っても資金提供が困難な対象、役割については、現在の政府系金融機関のように、直接資金提供を行う仕組みが必要であると考えられる。ただしこの場合、代理貸付、民間金融機関の債権買い取り等、方法については検討の余地がある。

### 3 財政手段等による政策実現

これまで金融手段に限って見てきたが、政策を実現するためには、財政手段による対応も考えられる。具体的には利子補給や所得税の控除などである。

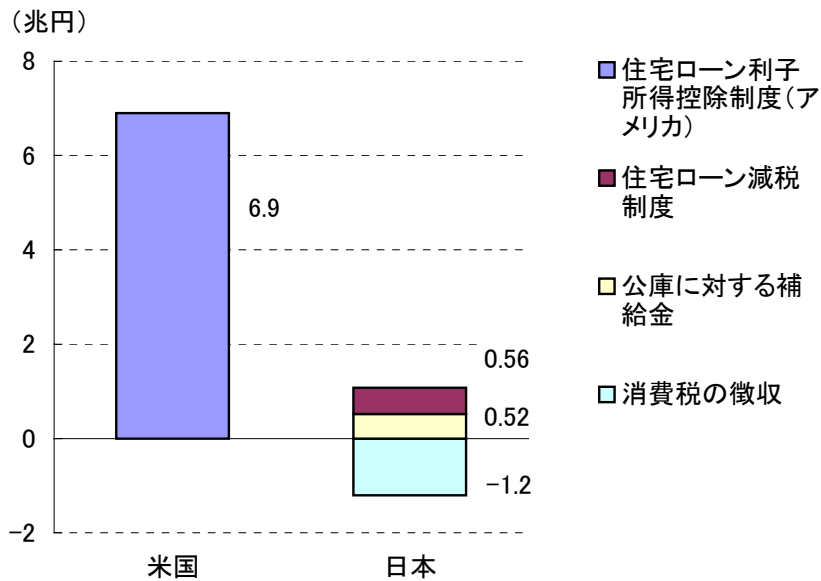
諸外国でも、投資促進のために減税などが行われている。住宅取得に関してみると、米国では、住宅ローンの負担軽減措置は、対象となる住宅数、控除期間、控除限度額などかなり手厚い内容となっており（表42）、控除総額は日本の税控除、住宅金融公庫補給金を合わせた額の数倍の規模となっている（図30）。

表42 住宅ローンに関する負担軽減措置

	日 本	アメリカ
名 称	住宅ローン減税制度	住宅ローン利子所得控除
控除方式	税額控除	所得控除
	住宅ローンの年末残高に1%を乗じた額を毎年所得税額から控除	債務の利子額を毎年課税所得から控除
対象債務限度額	対象債務限度額5,000万円まで	住宅の取得、建設、改修のための債務：100万ドル
対象住宅	1戸	2戸まで（居住用）
控除期間	10年	全期間

資料：国土交通省「市場機能を積極的に活用した住宅金融のあり方懇談会」資料

図30 住宅ローン負担軽減措置の規模(2000年度試算)



資料:国土交通省「市場機能を積極的に活用した住宅金融のあり方懇談会」資料

財政手段の利用は、政策金融よりも公的関与の支出額が明確に把握しやすいという側面がある。一方、自助努力促進、モニタリング、モラルハザード防止、財政負担等の観点からは、金融手段の方がより適切な点もあり、どのような手段を採るのかについては政策の内容等によって変わってくると考えられる。

このほか、政策を見直すことにより、金融手段への依存度を縮小させることも可能である。例えば、住宅政策を、持家取得促進から、借家・公営住宅の普及促進に転換すれば、個人向けの住宅ローンは大幅に減少すると考えられる。

#### 4 変化の余地が大きい政府系金融機関

政府系金融機関においては、今後、組織、事業内容が変わる余地が大きい。その要因となるのは、まず特殊法人改革や財投改革等、組織や事業の仕組みに直接影響する制度改革である。機関の統廃合、資金調達方法の変化などは、政府系金融機関の組織、事業に変化をもたらすことになる。

次に、資金提供方法など事業の見直しである。例えばプロジェクトファイナンスや投資等を行う場合、従来とは異なった審査方法が必要となるし、証券化はそのためのスキームや組織を新たに構築する必要がある。

さらに、資金調達面から見ても、財投改革に伴う経過措置の終了、郵便貯金資金量の動向等金融市場全体の資金の流れの変化が、政府系金融機関の今後の事業内容等に密接に関わってくると考えられる。

そして、最終的には、政府系金融機関の資金提供サービスは、政策と密接に関わるものであることから、どのような政策を行うのか、効率性、合理性という観点からどのような仕組み、手段を用いるのかによって、大きく変化するものと考えられる。

## 第5章 郵政事業と政府系金融機関

本章では、政府系金融機関と投資家との関わり、特に、郵便貯金資金、簡易生命保険積立金の運用先として見た場合の政府系金融機関について検討する。

従来、政府系金融機関は主に財投借入あるいは政府保証債による安定的な資金調達を行ってきたが、財政投融資制度の改革により、市場、投資家の動向に大きな影響を受けることとなった。

一方、郵便貯金資金および簡易保険積立金は、財政投融資制度の枠組みを通じて、最終的に政府系金融機関等の財投機関に資金を供給してきた。しかし、財政投融資制度改革後、郵便貯金資金は経過措置分以外、市場を通じて運用されることになり、財投債、財投機関債は運用対象となる商品の一部という位置づけになった。

本章では、政府系金融機関は、投資適格と見なされる水準の格付を付与されているが、いくつかの問題点あること、財投債、財投機関債への投資に当たっては、政府系金融機関の今後の動向を注視していく必要があることを指摘する。

### 第1節 投融資対象としての政府系金融機関

#### 1 投融資対象としての政府系金融機関の評価

債券発行体は、投資対象として適当かどうかの判断材料を提供するため、通常、格付け機関から格付を取得している。財投機関債発行に当たり、政府系金融機関が取得した格付は表43の通りであり、国債に準じた水準になっている。

表43 政府系金融機関長期債格付

	R & I	S & P	ムーディーズ*
住宅金融公庫債券	AAA	AAA	
国民生活金融公庫	AA+		
中小企業金融公庫	AA+		
公営企業金融公庫	AAA	AA -	A2
農林漁業金融公庫	AA		
商工組合中央金庫	AA	A	A2
日本政策投資銀行	AAA	AA -	A2
国際協力銀行	AAA	AA -	A2
日本国	AAA	AA -	A2

資料：各社ホームページから作成（平成14年5月末）

格付け機関の評価基準に関するレポートを見ると、現在の事業そのものによる償還能力に加え、関与している政策の重要性、補給金の投入等に見られる政府との一体性を重視するとの基準が示されている。

財投機関債は、住宅公庫以外は各機関の信用が背景となっているコーポレート型の債券である。政府系金融機関の収益は基本的に赤字であるため、償還能力のみでは低い評価とならざるを得ないが、政府との関係がプラスに作用し、高い評価になったと考えられる。また、資産担保型(ABS)である住宅公庫の債券は、国債を上回るトリプルAの格付を取得しており、今後の財投機関債の発行方法について一つの方向を示すものといえよう。

## 2 投資先としての問題点

財投機関債の格付などをみれば、政府系金融機関は投資対象として安全性が高いと見なされる評価を得ているが、投資対象としてはいくつかの問題点が指摘されている。

- ・ 補給金等に関する規定の未整備：政府による支援の可能性に関する判断に影響
- ・ 解散規定の未整備：回収リスク測定に影響
- ・ 政治的リスクの存在：統廃合の可能性、事業の見直し、縮小の可能性
- ・ 流動性リスクの存在：発行額、流通量が少ない財投機関債

財投機関債への投資に当たっては、上記の問題点が今後どのように改善されていくのか検討・注視していく必要がある。これらの問題点を避けるのであれば、財投機関債よりは財投債、財投機関債ならばコーポレート型よりは資産担保型といった選択をするのが適当であると考えられる。

## 3 市場からの調達状況

政府系金融機関の最近の債券発行状況は、表44の通りである。財投機関債は、平成14年度においてすべての機関が発行することになり、平成13年度発行額の2.5倍程度の規模となり、自己資金を含む財政投融資計画に占める割合も1割以上を占めることとなった。また、政府保証債については金額は減少するものの、財政投融資計画に占める割合は微減にとどまり、全体として債券に依存する割合が上昇することとなった。財投機関債は特殊法人改革、流動性の低さ等の問題点を抱えているにもかかわらず、国債に準じた条件で発行されており、有利な資金調達方法となっている。

表44 政府系金融機関の債券発行計画

(億円)

	財投機関債			政府保証債		
	13年度	14年度	増減	13年度	14年度	増減
住宅金融公庫	2,000	6,000	4,000	3,500	2,500	1,000
国民生活金融公庫	-	2,000	2,000	2,000	1,000	1,000
中小企業金融公庫	-	2,000	2,000	6,560	4,230	2,330
農林漁業金融公庫	150	220	70	150	130	20
沖縄振興開発金融公庫	-	100	100	-	-	-
公営企業金融公庫	1,000	2,200	1,200	16,770	15,320	1,450
日本政策投資銀行	1,000	2,000	1,000	2,900	2,330	570
国際協力銀行	1,000	2,000	1,000	2,461	2,440	20
商工組合中央金庫	2,249	2,832	583	-	-	-
合計	11,058	27,072	16,014	34,341	27,950	6,391
財投計画に占める割合 (自己資金等含む、%)	4.4	12.6	8.2	13.6	13.0	0.6

資料：財務省「平成14年度財政投融资計画の概要」

#### 4 投資家に対するIR

平成13年度から、全政府系金融機関において、政策コスト分析、行政コスト計算書作成が行われるようになり、事業実施にかかるコストが明らかにされている。

財投機関債発行に当たっては、各種のIR（インベスターズ・リレーション）活動が行われている。アナリスト、投資家向けの説明会、ホームページなどにおける説明資料の公開などが行われており、一般企業のIRと比べても、それほど大きなそん色はなくなってきているものと思われる。政府系金融機関の実態把握は以前に比べて容易になってきたといえよう。

### 第2節 郵便貯金資金、簡易生命保険積立金の資金運用における政府系金融機関の位置づけ

#### 1 郵便貯金資金、簡易生命保険積立金の運用対象の要件

預託義務の廃止に伴う郵便貯金資金の自主運用は、平成13年度から経過措置分を除き、一部すでに始まっている。自主運用に当たっては、運用方針、運用ポートフォリオが定められており、郵便貯金資金運用計画については、表45の通りである。また、簡易生命保険積立金運用計画については表46の通りである。

その中で、政府系金融機関に関わるものは、国内債券である。財投債は国債の一種と扱われているため、購入後満期所有（バイ・アンド・ホールド）すれば、安全性等に関する問題はないと考えられる。政府保証債もほぼ同様である。一方、財投機関債は、前述したような



問題点があるため、投資に当たっては注意が必要と考えられる。

表45 郵便貯金資金運用計画における中長期的観点からの資産構成割合（目標期間5年）

運用資産	国内債券	外国債券	国内株式	外国株式	短期運用
構成割合(%)	80	5	5	5	5
乖離許容度	+15 ~ -10	+3 ~ -4	+3 ~ -4	+3 ~ -5	±4

資料：総務省「郵便貯金2001」

(注) 1：地方公共団体貸付は国内債券に含める。

2：国内株式、外国株式については、全額、委託運用により運用する。

表46 簡易生命保険積立金運用計画における中長期的観点からの資産構成割合(目標期間10年)

運用資産	国内債券	外国債券	国内株式	外国株式	短期運用
構成割合(%)	80	5	6	6	3
乖離許容度	+10 ~ -10	+5 ~ -5	+5 ~ -5	+5 ~ -5	+7 ~ -1

資料：総務省「簡易保険2001」

(注) 地方公共団体貸付は国内債券に含める。

## 2 現在の資金配分における政府系金融機関の位置づけ

### (1) 政府系金融機関に対する郵便貯金資金、簡易生命保険積立金の供給状況

政府系金融機関に対しては、財政投融资制度の枠組みを通じて資金の供給が行われている。平成12年度末の政府系金融機関の借入残高を見ると、財政融資特別会計からは約115兆円、簡易保険積立金からの借入金は約6兆円となっている。財政融資特別会計の負債勘定のなかで郵便貯金資金が占める割合は、同年度末約56%であるため、合わせて約70兆円の資金が供給されていると見られる（このほか、政府保証債等を通じた供給がある）。

### (2) 郵便貯金残高の動向等に伴う変化の可能性

今後の資金運用は、経過措置による財投債での運用額減少、自主運用におけるポートフォリオ設定、特殊法人改革や政府系金融機関の事業規模の動向等により変化することとなる。また、郵便貯金への資金流入状況等原資の動向が、財投債引受等政府系金融機関向けの運用に影響すると考えられる。

## 3 政府系金融機関へ直接資金供給を行う場合のリスク

### (1) 信用リスク

政府系金融機関の経営については、補給金などにより政府がバックアップしてきており、デフォルト懸念はほとんどない。しかしながら、補給金に関しては根拠法令がなく、今後も継続的に予算措置がなされるかは明らかではない。また、将来のデフォルトの可能性、デフォルトした場合の回収可能性についても明確な基準はなく、信用リスクの測定は困難である。

## (2) 市場リスク

政府系金融機関の運用期間は5～30年程度となっており、財投機関債の購入あるいは直接融資等を行う場合は、郵便貯金の預入期間等とのバランスを考慮する必要がある。

## (3) 政治リスク

特殊法人改革により組織の存続がどうなるか不透明な要素もあり、今後の動向に注意する必要がある。

## 4 政府系金融機関を通じた資金還流

郵便貯金資金、簡易生命保険積立金は規模が大きいだけでなく、長期・安定的な資金供給が可能という特徴がある。例えば、預貯金の預入期間別残高を見ると、3年以上の預貯金残高は、定期性貯金が民間金融機関の定期預金を上回り、特に7年以上のものについては差が顕著であるなど、民間金融機関に比べて長期運用が可能な資金量が多いことが分かる（表47）。

また、現行の国内債券主体の資金運用計画から見て、我が国の公共部門・民間部門における証券市場の拡大に対応できる。

政府系金融機関への投融資は、政府系金融機関を通じて民間部門に資金環流することとなり、郵便貯金資金、簡易生命保険積立金が間接的に家計、企業等の活動に資することとなる。この場合、政府系金融機関がどのような資金提供サービスを実施するか、組織がどのように変化するのが投融資に当たっての重要な判断材料となるため、今後の動向について注視していくことが必要である。

表47 預貯金の預入期間別残高（平成12年度末）（兆円、％）

	1年未満	1年以上 3年未満	3年以上 5年未満	5年以上 7年未満	7年以上	満期日 指定なし
定期性貯金	55	19	22	35	78	-
構成比	26.3	9.1	10.5	16.7	37.3	-
定期預金	74	134	21	20	0.6	24
構成比	27.0	48.9	7.7	7.3	0.2	8.8

資料：総務省「郵便貯金2001」、日本銀行「金融経済統計月報」  
（注）定期性貯金は、定額貯金、財形定額貯金、定期貯金の合計

## 第6章 調査研究のまとめ

政府系金融機関は、我が国の経済成長過程において、資金提供サービスを通じて我が国経済社会の発展に大きく貢献してきた。

しかしながら、資金需給の構造変化、金融技術の変化など、政府系金融機関を取り巻く環境は大きく変わり、最近では、貸出市場におけるシェアの拡大、赤字の拡大などにより、民業圧迫、コスト過大との指摘がされるようになった。

しかし、政府系金融機関等、公的部門による関与・サポートを必要とする分野は存在する。また、金融手法の活用により、政府系金融機関の資金提供サービスの実施に伴い発生するコストを削減できる余地もある。

今後の政府系金融機関の資金提供サービスについては、目的、手段の合理性を十分吟味し、関連する政策とともに事業内容を適宜見直す必要があると考えられる。

一方、郵便貯金資金、簡易生命保険積立金は、資金の預入期間などが長いことから、運用面では長期・安定的な資金供給が可能である。そうした資金を必要とする部門は多いが、安全性を重視する郵便貯金資金、簡易生命保険積立金の運用においては、運用先の事業内容、合理性、運用債券の質・安全性の把握がこれまで以上に求められる。

政府系金融機関への投融資についても同様である。財投機関債は国債並の評価を得ているが、特殊法人改革も含めて組織そのものが変化する余地も大きいいため、今後の動向について十分注視する必要がある。

## 参考文献

- 青木昌彦・ヒュー・パトリック編[1996]『日本のメインバンクシステム』東洋経済新報社  
池尾和人[2001]「戦後日本の金融システムの形成と展開、そして劣化」『フィナンシャル・レビュー』2001年1月号 財務政策総合研究所  
井手一郎・林敏彦[1992]「金融仲介における公的部門の役割」堀内昭義・吉野直行編『現代日本の金融分析』東京大学出版会  
井上徹・鶴瀬由己編[1999]『わが国公的金融の役割』日本評論社  
井上徹・宮原勝一・山中勉・神谷宏・松本由紀夫[2001]「財政投融资制度改革と郵便貯金の自主運用」『郵政研究所月報』No.154 2001.7 総務省郵政研究所  
井上徹・宮原勝一・深沼光・山中勉[2000]「公的貸出の機能と役割」松浦克己・吉野直行・米澤康博編『変革期の金融資本市場』日本評論社  
岩田一政・深尾光洋編[1998]『財政投融资の経済分析』日本経済新聞社  
岩本康志[1998]「財投債と財投機関債」『フィナンシャル・レビュー』1998年10月号 財務政策総合研究所  
岩本康志[2001]「財政投融资の改革」共著『金融機能と規制の経済学』東洋経済新報社  
岩本康志[2001]「日本の財政投融资」『経済研究』vol.52, No.1 一橋大学  
氏家純一編[2002]『日本の資本市場』東洋経済新報社  
小椋正立・吉野直行[1984]「税制と財政投融资」小宮隆太郎・奥野正寛・鈴木興太郎編『日本の産業政策』東京大学出版会  
小野浩二[2000]「中小企業向け貸出債権の証券化の可能性」『調査季報』第54号 国民生活金融公庫総合研究所  
小野浩二[2001]「中小企業・個人企業の資金調達に向けての欧米調査と8の提言」『調査季報』第58号 国民生活金融公庫総合研究所  
貝塚啓明[1981]「公的金融について」『経済学論集』47-3 東京大学出版会  
神谷宏[2001]「最近の住宅ローンの動向」『郵政研究所月報』No.157 総務省郵政研究所  
川北英隆[1997]『財政投融资ビッグバン』東洋経済新報社  
公営企業金融公庫[1987]『公営企業金融公庫30年史』ぎょうせい  
忽那憲治[1997]『中小企業金融とベンチャーファイナンス』東洋経済新報社  
国土交通省[2001~2002]「市場機能を積極的に活用した住宅金融のあり方懇談会」第1回~第7回資料 国土交通省ホームページ  
国民金融公庫[1999]『国民金融公庫50年史』国民金融公庫  
国民生活金融公庫総合研究所[2000]「米国地方政府における中小企業支援と公的融資の実態」『調査月報』中小企業リサーチセンター  
小西砂千夫[1999]「財政投融资の存在意義は超長期金融と政策金融にある」『調査季報』第49号 国民生活金融公庫総合研究所  
齋藤誠[2001]「証券化の経済学」共著『金融機能と規制の経済学』東洋経済新報社  
同[2000]『金融技術の考え方・使い方』有斐閣  
齊藤由理子[1999]「財政投融资改革と農業金融」『農林金融』1999.5号 農林中金総合研究所  
財務省「財政投融资リポート」1996~2001 財務省印刷局  
財務省財務総合政策研究所編[2001]『財政金融統計月報』No.財務省印刷局  
鹿野嘉昭[2001]『日本の金融制度』東洋経済新報社  
住宅金融公庫[2000]『住宅金融公庫50年史』住宅金融普及協会  
商工組合中央金庫[1987]『商工組合中央金庫50年史』商工組合中央金庫  
全銀協金融調査研究会[1996]「公的金融・財政投融资改革の方向」『金融』 全国銀行協会連合会  
全国銀行協会[2001]政府系金融機関の抜本的改革に向けた提言 全国銀行協会  
総務省[2002]『地方財政白書』平成14年版 財務省印刷局

中小企業金融公庫[1984]『中小企業金融公庫30年史』中小企業金融公庫  
 中小企業総合事業団[2000]『中小企業信用保険公庫史』中小企業総合事業団  
 中小企業庁「中小企業白書」平成8年版～平成14年版 財務省印刷局、ぎょうせい  
 筒井義郎[1999]「公的金融の役割と現状」大阪大学Discussion Paper 99-03  
 富田俊基[1997]『財投解体論批判』東洋経済新報社  
 同[2001]『日本国債の研究』東洋経済新報社  
 内閣府[経済企画庁][2000]「経済白書」平成12年版 大蔵省印刷局  
 西川雅史・川崎一泰[1999]「政策金融と期限前償還リスク」『郵政研究所月報』No.157  
 総務省郵  
 日本経済新聞社編[2001]『検証特殊法人改革』日本経済新聞社  
 日本政策投資銀行[2002]『日本開発銀行史』日本政策投資銀行  
 日本政策投資銀行[2002]『北海道東北開発公庫史』日本政策投資銀行  
 日本輸出入銀行[1983]『日本輸出入銀行30年の歩み』日本輸出入銀行  
 野口卓・佐々木宏夫[1999]「特殊法人が発行する非政府保証債の「暗黙の政府保証」に  
 ついての一考察」『フィナンシャル・レビュー』1999年3月号 財務政策総合研究所  
 野田彰彦[1996]「欧米主要国における公的金融の動向」『富士総研論集』96年 号  
 林敏彦[1987]「金融自由化と公的金融仲介」館龍一郎・蠟山昌一編『日本の金融』  
 東京大学出版会  
 日向野幹也[1986]「強調融資におけるカウベル効果」『金融機関の審査能力』東京大学出版  
 会肥後雅弘[2001]「財政投融資の現状と課題 2001年度の改革が財投の機能に与える  
 影響」日本銀行調査統計局 Working Paper Series  
 福田慎一・照山博司・神谷明広・計聡[1995]「製造業における政策金融の誘導効果」  
 『経済分析』第140号 経済企画庁経済研究所  
 藤田康範[1995]「「コントロールされた金融自由化」における公的金融の経済分析」  
 『三田学会雑誌』88巻3号  
 藤原総一郎[2002]『DIPファイナンスの実務』金融財政事情研究会  
 堀内昭義・随清遠「情報生産者としての開発銀行」貝塚啓明・植田和男編  
 『変革期の金融システム』東京大学出版会  
 堀内昭義・大滝雅之「金融：政府介入と銀行貸出の重要性」『日本経済のマクロ分析』  
 前多康男[2001]「金融取引と情報」共著『金融機能と規制の経済学』東洋経済新報社  
 松浦克己[1991]「財政投融資 公的金融 の研究」『経済分析』第119号 経済企画庁  
 経済研究所  
 宮脇淳[1995]『財政投融資の改革』東洋経済新報社  
 村本孜[1994]『制度改革とリテール金融』有斐閣  
 藪下史郎[2000]「中小企業問題と金融市場」『調査季報』第55号 国民生活金融公庫  
 総合研究所  
 山中尚[1995]「政策金融と財政投融資」『経済分析』第140号 経済企画庁経済研究所  
 吉川正博・酒井健・宮川裕之[2000]「財政投融資制度の健全性」『日本金融研究3  
 金融システムの構造問題』日本経済研究センター  
 吉野直行・中田真佐夫[1999]「マクロモデルによる財政投融資の経済効果に関する理論・実  
 証分析」KEIO ECONOMIC SOCIETY DISCUSSION PAPER SERIES No.9915  
 吉野直行・藤田康範[1996]「公的金融と民間金融が併存する金融市場における競争と経済  
 厚生」『経済研究』vol.47、No.4  
 吉野直行[1994]「寡占的金融市場における公的金融の役割」貝塚啓明・植田和男編  
 『変革期の金融システム』東京大学出版会

## 政府系金融機関に関する特殊法人等整理合理化計画

法人名	事業について講ずべき措置 組織形態について講ずべき措置
住宅金融公庫	<p>【住宅資金融通事業等（融資、保険）】</p> <p>融資業務については、平成14年度から段階的に縮小するとともに、利子補給を前提としないことを原則とする。</p> <p>融資業務については、民間金融機関が円滑に業務を行っているかどうかを勘案して、下記の独立行政法人設置の際、最終決定する。なお、公庫の既往の債権については、当該独立行政法人に引き貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。</p> <p>金利の決定については、政策的必要性等を踏まえ、決定責任主体を明確にする。</p> <p>政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。特に繰上償還を含めた政策コストを明示する。</p> <p>5年以内に廃止する。また、住宅金融公庫が先行して行うこととしている証券化支援業務については、これを行う新たな独立行政法人を設置する。</p>
国民生活金融公庫	<p>【融資】</p> <p>一般貸付（生活衛生資金貸付の一般貸付を含む）</p> <p>「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、現下の経済金融情勢にも配慮しつつ、貸付について市場のニーズに応じ、規模を縮減する。真に政策的に必要な貸付については、リスクに見合った金利設定の導入を検討するなど、中長期的に融資条件を適切に見直す。</p> <p>特別貸付・経営改善貸付（生活衛生資金貸付の特別貸付を含む）</p> <p>現時点において真に必要なものであるか検討し、存続させるもの及び今後創設するものについては、貸付制度の期限及び廃止の指標を設定する。</p> <p>教育貸付</p> <p>収入上限を引き下げる等対象者等を適切に見直すことにより、「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、政策的必要性の高いものに限定し、規模を縮減する。</p> <p>共通事項</p> <p>貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。</p> <p>金利の決定については、政策的必要性等を踏まえ、決定責任主体を明確にする。</p> <p>政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。特に、繰上償還を含めた政策コストを明示する。</p> <p>（後述）</p>
中小企業金融公庫	<p>【中小企業者に対する融資】</p> <p>一般貸付</p> <p>「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、現下の経済金融情勢にも配慮しつつ、貸付について市場のニーズに応じ、規模を縮減する。真に政策的に必要な貸付については、リスクに見合った金利設定の導入を検討するなど、中長期的に融資条件を適切に見直す。</p> <p>特別貸付</p> <p>現時点において真に必要なものであるか検討し、存続させるもの及び今後創設するものについては、貸付制度の期限及び廃止の指標を設定する。</p> <p>共通事項</p> <p>貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。</p> <p>金利の決定については、政策的必要性等を踏まえ、決定責任主体を明確にする。</p> <p>政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。特に、繰上償還を含めた政策コストを明示する。</p> <p>（後述）</p>
農林漁業金融公庫	<p>【農林漁業者に対する融資】</p> <p>平成14年度から、民間金融機関に利子補給する近代化資金の用途を拡大して、公庫の事業規模融資条件（金利・融資限度等）については、農林漁業の実情・政策性・調達コスト等を踏まえて、適切に見直す。</p> <p>貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。</p> <p>金利の決定については、政策的必要性等を踏まえ、決定責任主体を明確にする。</p> <p>政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。特に、繰上償還を含めた政策コストを明示する。</p> <p>【食品製造・加工・流通事業者に対する融資】</p> <p>「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、農林漁業の振興に資するよう融資を行うための条件の見直しを行い、融資対象事業を縮減する。また、融資条件（金利・期間・融資限度等）については、農林漁業及び食品産業等の実情・政策性・調達コスト等を踏まえて、適切かつ弾力的に見直す。</p> <p>貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。</p> <p>金利の決定については、政策的必要性等を踏まえ、決定責任主体を明確にする。</p> <p>政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。特に、繰上償還を含めた政策コストを明示する。</p> <p>（後述）</p>

	事業について講ずべき措置
法人名	組織形態について講ずべき措置
沖縄振興開発金融公庫	<p>【沖縄における政策金融事業（融資、出資、保証）】</p> <p>本土公庫等に準じて、事業見直しを図る。</p> <p>業務の効率化を図ることにより、事務処理コストの削減を図る。</p> <p>特別貸付については、現時点において真に必要なものであるか検討し、存続させるもの及び今後創設するものについては、貸付制度の期限及び廃止の指標を設定する。</p> <p>貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。</p> <p>金利の決定については、政策的必要性等を踏まえ、決定責任主体を明確にする。</p> <p>政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。特に、繰上償還を含めた政策コストを明示する。</p> <p>（後述）</p>
公営企業金融公庫	<p>【地方債資金の融通業務】</p> <p>貸付分野の縮減を図り、地方債計画の規模に対応しつつ貸付規模の縮減を図る。さらに、今後、国と地方の役割分担等のあり方の検討の結果を踏まえ、業務の見直しを行う。</p> <p>財投機関債の発行を拡充し、政府保証のシェアを縮減するとともに、政府出資を縮減する。また、政策目標を明らかにした上で、政策評価を適正に実施し、評価の結果を事業に反映させる。</p> <p>（後述）</p>
日本政策投資銀行	<p>【融資・債務保証・出資】</p> <p>「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、融資対象事業を縮減した上で、融資条件（金利・期間・融資比率等）を適切に見直し、プロジェクト・ファイナンス、地域プロジェクト等リスクの高い業務に特化する。</p> <p>貸付債権の流動化（証券化を含む）等を図り、残高を圧縮するとともに、保証機能を積極的に活用する。</p> <p>貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。</p> <p>金利の決定については、政策的必要性等を踏まえ、決定責任主体を明確にする。</p> <p>政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。特に、政策コストを明示する。</p> <p>（後述）</p>
国際協力銀行	<p>【国際金融等事業】</p> <p>「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、大胆な業務の見直しを図り、事業規模を縮減する。</p> <p>貸付債権の流動化（証券化を含む。）等を図り、貸付残高を圧縮する。</p> <p>輸出金融</p> <p>保証機能を積極的に活用するとともに、先進国関係の業務を廃止する。</p> <p>融資条件（協調融資の割合等）を適切に見直す。</p> <p>輸入金融</p> <p>資源関係以外の業務を廃止する（ただし、航空機輸入等真に必要なものについては、保証制度を活用する）。</p> <p>融資条件（協調融資の割合等）を適切に見直す。</p> <p>一般投資金融</p> <p>保証機能を積極的に活用するとともに、貸付は先進国関係の業務を原則廃止した上で、リスクの高い業務に特化する。</p> <p>融資条件（協調融資の割合等）を適切に見直す。</p> <p>リファイナンス</p> <p>廃止する。</p> <p>共通事項</p> <p>貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。</p> <p>金利の決定については、政策的必要性等を踏まえ、決定責任主体を明確にする。</p> <p>政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。特に、繰上償還を含めた政策コストを明示する。</p> <p>【海外経済協力業務】</p> <p>海外投融資業務</p> <p>廃止することとし、14年度以降は、13年度末までに承諾済の案件又はそれらと継続的な性格を有する案件に限り出融資を行う。</p> <p>円借款業務</p> <p>ODA見直しと歩調を合わせて見直しを行い、事業規模の縮減を図る。</p> <p>共通事項</p> <p>貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。</p> <p>政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。特に、繰上償還を含めた政策コストを明示する。</p> <p>（後述）</p>

	事業について講ずべき措置
法人名	組織形態について講ずべき措置
商工組合中央金庫	<p>【中小企業団体及びその構成員に対する総合的金融サービスの提供】</p> <p>特別貸付 現時点において真に必要なものであるか検討し、存続させるもの及び今後創設するものについては、貸付制度の期限及び廃止の指標を設定する。</p> <p>共通事項 貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。 金利の決定については、政策的必要性等を踏まえ、決定責任主体を明確にする。 政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。特に、繰上償還を含めた政策コストを明示する。</p>
	(後述)
中小企業総合事業団	<p>【高度化事業（高度化融資・出資）】</p> <p>高度化融資 ユーザーの利便性に配慮して、効率を向上させる。 「民間でできることは、できるだけ民間に委ねる」という原則の下に、大胆な業務の見直しを図り、事業規模を縮減する。 無利子融資については、現時点において真に必要なものであるか検討し、存続させるもの及び今後創設するものについては、貸付制度の期限及び廃止の指標を設定する。 貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。 金利の決定については、政策的必要性等を踏まえ、決定責任主体を明確にする。 政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。</p> <p>高度化出資 国の利害に重大な関係を有し真に必要なものに事業を限定する。</p> <p>【高度化事業（高度化施設）】 廃止する。</p> <p>【ベンチャー支援事業】 (ベンチャー出資) 専門的・効率的な実施及び利用者利便の観点から、産業基盤整備基金のベンチャー出資事業と統ベンチャー出資事業について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討す (ベンチャー企業、ベンチャー支援機関等に対する助成) 国が明確な政策目標を定め、合わせて当該目標が達成された場合又は一定期間経過後には助成措置 助成金交付の対象となった事業について第三者機関による適切な審査・評価、助成先の公表を行</p> <p>【中小企業大学校研修】 略</p> <p>【情報提供等推進事業（専門家派遣、セミナー等）】 略</p> <p>【信用保険事業】 機械類信用保険 経済構造の変化等を踏まえ、必要な措置を講じた上で廃止する。 信用保証協会への融資 貸付資産等のリスク管理及び引当金の開示については、適切に実施する。 政策金融について評価手法を検討し、その結果を事業に反映させる仕組みを検討する。特に、政</p> <p>【小規模企業共済・中小企業倒産防止共済事業】 略</p> <p>集中改革期間中に地域振興整備公団、産業基盤整備基金と統合し、独立行政法人を設置する。 その際、信用保険事業は、中小企業金融公庫の業務を承継する法人に移管する。</p>

#### 組織形態について講ずべき措置（「後述」部分）

国民生活金融公庫 農林漁業金融公庫 中小企業金融公庫 公営企業金融公庫 沖縄振興開発金融公庫 国際協力銀行 日本政策投資銀行 商工組合中央金庫	国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、国際協力銀行、日本政策投資銀行、商工組合中央金庫の8機関については、上記の事業見直しを実施に移す。さらに、民業補完、政策コスト最小化、機関・業務の統合合理化の原則の下、抜本的な検討を行った上で、公的金融の対象分野、規模、組織の見直しを行うこととする。このため、経済財政諮問会議において、平成14年初に検討を開始し、その検討結果を踏まえ、内閣として、経済情勢を見極めつつ、できるだけ早い時期に結論を得ることとする。
--	---

資料：行政改革推進事務局「特殊法人整理合理化計画」平成13年12月



## 郵政研究所調査研究報告書一覧

## (第一経営経済研究部)

- 1989年 5月： 1989 - - 01 『通信販売（無店舗販売）事業等に関する調査分析報告書』（北島光泰）
- 1989年 5月： 1989 - - 51 『高度情報社会における記録通信の機能に関する研究（中間報告書）』（佐々木勉）
- 1990年 4月： 1990 - - 01 『高度情報社会における記録通信の機能に関する研究調査報告書』（東條 進 / 佐々木勉）
- 1990年 4月： 1990 - - 02 『流通業における物流機能に関する研究調査報告書』（北村雅彦）
- 1990年 4月： 1990 - - 03 『宅配便の市場構造と宅配サービス利用行動に関する研究調査報告書』（浅岡 徹 / 東條 進 / 田中 浩）
- 1990年 4月： 1990 - - 04 『ふるさと産業に関する調査分析報告書』（北島光泰）
- 1990年 6月： 1990 - - 05 『地域開発プロジェクトに関する調査分析報告書(全国版・各郵政局版)』（西上原行雄）
- 1991年11月：調 - 91 - - 01 『最近における物流業の業際化の動向に関する研究調査報告』（山科敏夫 / 東條進 / 宮尾好明）
- 1991年11月：調 - 91 - - 02 『地域の活性化に関する意識と可能性』（富田有一 / 田中 浩）
- 1991年11月：調 - 91 - - 03 『地域活性化のモデルケースに関する調査報告』（阿川 毅）
- 1991年11月：調 - 91 - - 04 『メーリングサービス業に関する調査報告書』（東條 進 / 北島光泰）
- 1992年 8月：調 - 92 - - 01 『郵便物数の動向に関する分析と将来予測（中間報告）』（安住 透 / 稲葉 茂 / 北島光泰 / 丸山昭治）
- 1992年12月：調 - 92 - - 02 『書類・小型物品送達の国際比較調査研究報告書』（安住 透 / 朝倉徳浩 / 北島光泰 / 宮尾好明）
- 1993年 8月：調 - 93 - - 01 『ジャスト・イン・タイム物流の影響に関する調査研究報告書』（安住 透 / 村尾昇 / 北島光泰）
- 1994年 7月：調 - 94 - - 01 『プリペイドカードに関する調査研究報告書』（安住 透 / 永野秀之）
- 1994年 8月：調 - 94 - - 02 『小売業のダイレクト・マーケティングのあり方と消費のソフト化・サービス化に関する調査研究報告書』（安住 透 / 永野秀之 / 多田雅則）
- 1994年 8月：調 - 94 - - 03 『企業の情報化投資による物流の小口多頻度化と環境問題に関する調査研究報告書』（宮尾好明 / 梅村 研）
- 1994年 8月：調 - 94 - - 04 『郵便物数の動向と将来予測に関する調査研究報告書（企業間通信の需要構造に関する調査研究）、（企業・生活者間通信構造（資料編））』（安住 透 / 村尾昇）
- 1994年 8月：調 - 94 - - 05 『日米ホワイトカラーのビジネス・コミュニケーションに関する調査研究報告書』（肥田野登 / 稲葉 茂 / 足立 聡）
- 1994年 8月：調 - 94 - - 06 『宅配便市場の分析に関する調査研究報告書』（中田信哉 / 小澤太郎 / 安住 透 / 宮尾好明 / 梅村 研）
- 1995年 9月：調 - 95 - - 01 『地域間交流と地域の活性化に関する調査研究報告書』（桜井仁志 / 丸岡新弥 / 小原 宏）
- 1997年 3月：調 - 97 - - 01 『小型物品送達サービスの購買動機に関する調査研究報告書』（中田信哉 / 桜井仁志 / 丸岡新弥 / 大木廣明）
- 1999年 8月：調 - 99 - - 01 『郵便利用の地域特性に関する調査研究報告書』（樋口洋一郎 / 田村 浩之 / 小原宏）
- 2000年 7月：調 - 00 - - 01 『公益事業の料金規制の動向に関する調査研究報告書』（沼田吾郎 / 野村宗訓）
- 2001年 8月：調 - 01 - - 01 『公益事業における競争導入と企業の対応に関する調査研究報告書』（中川 豪）
- 2002年 8月：調 - 02 - - 01 『公益事業のブランド戦略に関する調査研究報告書』（中川 豪）

( 第二経営経済研究部 )

- 1989年 3月 : - 『米欧における金融自由化と金融行動の変化に関する調査研究』  
1989年 5月 : - 『家計における金融資産選択に関する調査 ( 昭和 6 3 年度 ) 』 ( 深井哲夫 )  
1990年 3月 : - 『米国におけるオフバジェットシステムに関する調査研究』  
1990年 8月 : 1990 - - 01 『金融機関利用に関する意識調査 ( 平成元年度 ) 』  
1991年 1月 : 1991 - - 01 『財政投融资による社会資本形成と郵貯・簡保資金に関する分析報告書』 ( 庄司正義 )  
1991年 3月 : 1991 - - 02 『金融構造変化と公的金融に関する研究報告書』 ( 吉野直行 / 古川 彰 / 中嶋久勝 / 庄司正勝 / 有田健二 / 伊藤健二 / 小林 隆 )  
1991年 7月 : 1991 - - 03 『金融の自由化に伴う銀行行動の変化に関する研究調査』  
1991年 9月 : 統 - 91 - - 01 『家計における金融資産選択に関する調査 第 2 回 ( 平成 2 年度 ) 』  
1992年 5月 : 調 - 92 - - 01 『米国における金融産業の市場構造と規制の実態調査』  
1992年 9月 : 統 - 92 - - 01 『金融機関利用に関する意識調査 ( 平成 3 年度 ) 』  
1993年 11月 : 統 - 93 - - 01 『家計における金融資産選択に関する調査 第 3 回 ( 平成 4 年度 ) 』  
1994年 9月 : 統 - 94 - - 01 『金融機関利用に関する意識調査 ( 平成 5 年度 ) 』  
1995年 9月 : 調 - 95 - - 01 『リーテイル分野における送金・決済サービスのエレクトロニクス化に関する調査研究』  
1995年 12月 : 統 - 95 - - 01 『家計における金融資産選択に関する調査 第 4 回 ( 平成 6 年度 ) 』  
1996年 10月 : 統 - 96 - - 01 『金融機関利用に関する意識調査 ( 平成 7 年度 ) 』  
1997年 1月 : 統 - 97 - - 01 『貯蓄に関する日米比較調査 ( 平成 7 年度 ) 』  
1998年 1月 : 統 - 98 - - 01 『家計における金融資産選択に関する調査 第 5 回 ( 平成 8 年度 ) 』  
1998年 10月 : 統 - 98 - - 02 『金融機関利用に関する意識調査 ( 平成 9 年度 ) 』  
1999年 11月 : 統 - 99 - - 01 『家計における金融資産選択に関する調査 第 6 回 ( 平成 10 年度 ) 』  
2000年 7月 : 統 - 00 - - 01 『金融機関利用に関する意識調査 ( 平成 11 年度 ) 』  
2001年 7月 : 調 - 01 - - 01 『金融業の進化と経営組織の在り方に関する調査研究会』 報告書  
2001年 11月 : 統 - 01 - - 01 『第 7 回家計における金融資産選択等に関する調査結果報告書』  
2002年 8月 : 統 - 02 - - 01 『第 7 回 金融機関利用に関する意識調査 ( 平成 13 年度 ) 』  
2002年 8月 : 調 - 02 - - 01 『政府系金融機関による新しい資金提供サービスに関する調査研究報告書』

( 第三経営経済研究部 )

- 1993年 12月 : 調 - 93 - - 01 『第 5 回郵政研究所国際コンファランス - アジアの経済発展と通信インフラストラクチャー』 ( 河村公一郎 )  
1997年 3月 : 調 - 97 - - 01 『労働市場の流動化の動向とこれが家計の消費行動に与える影響に関する調査研究』  
1997年 3月 : 調 - 97 - - 02 『国際貿易をめぐる環境変化とこれが郵政事業に与える影響に関する調査研究』  
1997年 3月 : 調 - 97 - - 03 『「地域の豊かさ指標」に関する調査研究』  
1997年 3月 : 調 - 97 - - 04 『地域特性と地域経済に関する調査・研究』  
1997年 3月 : 調 - 97 - - 05 『金融市場の変動要因に関する調査研究報告書』  
1998年 3月 : 調 - 98 - - 01 『金融システム改革が我が国金融・資本市場に与える影響に関する調査研究報告書』  
1998年 3月 : 調 - 98 - - 02 『E U 通貨統合の進展とそれがもたらす影響に関する調査研究報告書』  
1998年 3月 : 調 - 98 - - 03 『「地域の豊かさ指標」に関する調査研究報告書』  
1999年 3月 : 調 - 99 - - 01 『金融システム不安対策に関する調査研究報告書』 ( 小塚健一 )  
1999年 3月 : 調 - 99 - - 02 『中期的経済見通しに関する調査研究報告書』 ( 池田琢磨 )  
1999年 3月 : 調 - 99 - - 03 『アジア諸国の金融・経済情勢に関する調査研究報告書』 ( 奥井俊二 )  
2000年 7月 : 調 - 00 - - 01 『我が国の潜在成長率等に関する調査研究報告書』 ( 池田琢磨 )  
2000年 7月 : 調 - 00 - - 02 『為替レートの決定メカニズム及び予測の理論に関する調査研究報告書』 ( 若松幸嗣 )  
2000年 7月 : 調 - 00 - - 03 『米国年金基金が金融市場に与えた影響等に関する調査研究報告書』 ( 奥井俊二 )  
2001年 8月 : 調 - 01 - - 01 『日米長期金利の変動要因と推計に関する調査研究報告書』 ( 若松幸嗣 )  
2001年 9月 : 調 - 01 - - 02 『日本経済中期見通しに関する調査研究報告書』 ( 佐々木文之 / 荒田健次 / 佐藤孝則 )  
2001年 11月 : 調 - 01 - - 03 『日本経済地域見通しに関する調査研究報告書』 ( 佐々木文之 / 荒田健次 / 岡田晴

之 / 佐藤孝則)

- 2002年 7月：調 - 02 - - 01 『国債市場の動向に関する調査研究報告書』(米澤康博 / 山浦家久 / 岡田晴之)
- (通信経済研究部)
- 1992年 3月：調 - 92 - - 01 『海外主要国における情報通信の動向に関する調査研究』(木村順吾)
- 1992年 6月：調 - 92 - - 02 『日本の通話トラヒックの特性分析』(山崎 健 / 今川拓郎)
- 1993年 3月：調 - 93 - - 01 『海外主要国における情報通信の動向に関する調査研究』(木村順吾)
- 1993年 3月：調 - 93 - - 02 『諸外国の次世代情報通信サービス及び次世代情報通信網構築政策の動向に関する調査研究』(木村順吾)
- 1993年 7月：調 - 93 - - 03 『定量的方法による通話トラヒックの特性分析に関する研究調査報告書』(山崎 健 / 大村真一)
- 1993年 7月：調 - 93 - - 04 『情報通信の産業連関分析に関する研究調査報告書』(竹下 剛 / 田中明宏)
- 1994年 3月：調 - 94 - - 01 『海外主要国における情報通信の動向に関する調査研究』(木村順吾)
- 1994年 5月：調 - 94 - - 02 『欧米諸国における最近の衛星放送の動向に関する研究調査報告書』(竹下 剛 / 田中明宏 / 越前敬一 / 岸本伸幸)
- 1994年 6月：調 - 94 - - 03 『定量的方法による通話トラヒックの特性分析に関する研究調査報告書』(山浦 家久 / 山崎 健 / 大村真一)
- 1994年 6月：調 - 94 - - 04 『情報通信の産業連関分析に関する研究調査報告書』(竹下 剛 / 田中明宏 / 大村 真一)
- 1995年 6月：調 - 95 - - 01 『定量的方法による通信トラヒックの特性分析に関する研究調査報告書』(佐々木 祐二 / 遠藤浩二郎)
- 1995年 6月：調 - 95 - - 02 『光ファイバー網構築の分野別経済効果に関する調査研究報告書』(佐々木祐二 / 遠藤浩二郎)
- 1996年 6月：調 - 96 - - 01 『定量的方法による通信トラヒックの特性分析に関する研究調査報告書』(遠藤浩 二郎)
- 1996年 6月：調 - 96 - - 02 『情報通信の高度化を通じたアジア各国への貢献』(岸本伸幸)
- 1997年 7月：調 - 97 - - 01 『地方公共団体等が保有する光ファイバ網に関する調査研究報告書』(神野克彦 / 東海林義朋)
- 1997年 7月：調 - 97 - - 02 『グローバルマーケットにおける放送メディアの再編の動向等に関する調査研究報 告書』(音 好宏 / 進藤文夫 / 大石明夫)
- 1997年 7月：調 - 97 - - 03 『デジタル技術の進展に伴う放送ソフト制作の将来動向に関する調査研究報告書』 (神野克彦 / 外園博文)
- 1997年 7月：調 - 97 - - 04 『定量的方法による通話トラヒックの特性分析に関する研究調査報告書』(宮田拓 司 / 高谷 徹)
- 1997年 7月：調 - 97 - - 05 『郵便局における行政手続きの電子的提供に関する調査研究報告書』(進藤文夫 / 高谷 徹)
- 1997年 7月：調 - 97 - - 06 『条件不利地域における情報化推進に関する調査研究報告書』(進藤文夫 / 大石明 夫)
- 1997年 8月：調 - 97 - - 07 『成長するアジアの電気通信と日本のあり方に関する調査研究報告書』(神野克彦 / 石田隆章 / 東海林義朋)
- 1998年 7月：調 - 98 - - 01 『沖縄県における情報通信産業集積のための必要方策に関する調査研究報告書』( 進藤文夫 / 東海林義朋)
- 1998年 7月：調 - 98 - - 02 『定量的方法による通話トラヒックの特性分析に関する研究調査報告書』(宮田拓 司 / 高谷 徹)
- 1998年 7月：調 - 98 - - 03 『地域におけるインターネットの活用に関する研究調査報告書』(宮沢 浩 / 高谷 徹 / 美濃谷晋一 / 姫野桂一)
- 1998年 7月：調 - 98 - - 04 『第10回郵政研究所国際コンファレンス「変貌する情報通信と電子経済時代の到来 - 加速する国際化と統合化」報告書』
- 1999年 7月：調 - 99 - - 01 『テレビ電話最前線』(テレビ電話による地域情報化に関する研究会)
- 1999年 7月：調 - 99 - - 02 『有線テレビジョン放送事業者の経営状況に関する調査報告書』(実積冬志也 / 中 村彰宏)
- 1999年 7月：調 - 99 - - 03 『定量的方法による通話トラヒックの特性分析に関する調査報告書』(実積冬志也 / 安藤正信)
- 2000年10月：調 - 00 - - 01 『電気通信トラヒックの特性と社会経済環境の変化に関する調査研究報告書』(実 積冬志也 / 安藤正信)

- 2000年10月：調 - 00 - - 02 『技術標準における知的財産権の取り扱いについての調査研究報告書』（和田哲夫 / 田邊伸吾 / 橘成泰）
- 2001年 7月：調 - 01 - - 01 『電子商取引の拠点としての郵便局の在り方に関する調査研究報告書』（平野純夫）
- 2001年 8月：調 - 01 - - 02 『定量的方法による通話トラヒックの特性分析に関する調査報告書』（中村彰宏 / 吉田誠）
- 2001年 9月：調 - 01 - - 03 『多チャンネル時代の視聴者行動に関する調査報告書』（春日教測 / 土谷純二）
- 2001年 8月：調 - 01 - - 04 『物販ネットビジネスに必要な機能のシステム化に関する調査研究報告書』（北村正彦）
- 2002年 7月：調 - 02 - - 01 『情報通信分野における技術標準のあり方に関する調査研究報告書』（住尾健太郎）
- 2002年 7月：調 - 02 - - 02 『公衆利用型情報端末の活用の在り方に関する調査研究報告書』（平野純夫）
- 2002年 7月：調 - 02 - - 03 『メディア・ソフトの制作および流通実態に関する調査報告書』（土谷純二）
- 2002年 7月：調 - 02 - - 04 『通信回線などの市場形成と金融手法の活用に関する調査研究報告書』（加藤力也）

（情報通信システム研究室 ～2000.6まで 以後、通信経済研究部に統合）

- 1989年 3月： DISS-1989-01 『ICカードの利用等に関する研究調査報告書』（進藤文夫）
- 1989年 3月： DISS-1989-02 『情報化機器等の普及状況等調査報告書』（鈴木健治）
- 1989年 5月： DISS-1989-04 『情報化関連データ集（No. 1）』（武南純一）
- 1990年 6月： 1990 - - 01 『情報化関連データ集（No. 2）』（武南純一）
- 1990年 6月： 1990 - - 02 『情報化関連データに見る情報化の動向 - 経済の情報化・ソフト化に関する統計・資料の整備に関する調査報告書 - 』（武南純一）
- 1990年 6月： 1990 - - 03 『情報通信機器等の普及状況等調査報告書』（鈴木健治）
- 1990年 6月： 1990 - - 04 『我が国におけるOSI及びISDNの導入の現状と動向に関する調査報告書』（田口俊彦 / 吉岡研一）
- 1991年12月：調 - 91 - - 01 『地域間情報交流の実態把握に関する研究調査報告書（平成元年調査）』（佐藤義仁 / 外園博文）
- 1991年12月：調 - 91 - - 02 『地域間情報交流の実態把握に関する研究調査報告書（平成元年調査・資料編）』（佐藤義仁 / 進藤文夫 / 外園博文）
- 1991年12月：調 - 91 - - 03 『オープンシステム・分散情報処理環境における郵政事業システムの将来像に関する研究調査報告書』（田口俊彦 / 吉岡研一）
- 1992年 9月：調 - 92 - - 01 『郵政省電子公文書館システムに関する研究調査報告書（中間報告書）』（渋谷文夫 / 佐藤義仁）
- 1993年 8月：調 - 93 - - 01 『物流情報システムの現状と今後の展望に関する研究調査報告書』（樋口 憲）
- 1993年 8月：調 - 93 - - 02 『情報処理体制の動向に関する研究調査報告書』（倉石祥裕）
- 1993年 8月：統 - 93 - - 01 『地域間情報交流実態調査に関する統計報告書（概要編）』
- 1993年 8月：統 - 93 - - 02 『地域間情報交流実態調査に関する統計報告書』
- 1994年 9月：調 - 94 - - 01 『企業における情報システムの実態分析とシステム投資に関する調査研究報告書』（渡辺仁哲 / 北島光泰）
- 1994年 9月：統 - 94 - - 01 『情報メディアの利用実態に関する調査報告書（概要編）』
- 1994年 9月：統 - 94 - - 02 『情報メディアの利用実態に関する調査報告書』
- 1995年 6月：調 - 95 - - 01 『身体障害者の情報通信システムの利用実態等に関する調査報告書』
- 1995年12月：調 - 95 - - 02 『マルチメディアサービスの利用動向に関する研究調査報告書』（岡田裕二 / 國井昭男 / 菊池信輝）
- 1996年 6月：調 - 96 - - 01 『ビジネス分野におけるマルチメディアサービスの利用動向に関する調査研究報告書』（横井 功 / 岡田裕二 / 國井昭男 / 竹山秀樹）
- 1996年 6月：調 - 96 - - 02 『身体障害者の雇用と情報通信システムの利用に関する調査報告書』（五十嵐邦雄）
- 1996年 6月：調 - 96 - - 03 『教育分野における情報通信アプリケーションの利用実態等に関する調査研究報告書』（五十嵐邦雄 / 國井昭男）
- 1996年 7月：調 - 96 - - 04 『郵便局の災害時の情報提供機能の検討に資する災害時における地域メディアの役割と検討に関する調査報告書』（岡田裕二 / 姫野桂一）
- 1997年 7月：調 - 97 - - 01 『コミュニケーションメディアの代替性に関する調査研究報告書』（井手 修 / 井

川正紀)

- 1997年 7月：調 - 97 - - 02 『インターネットによる地域産業の活性化に関する調査研究報告書』(井手 修)
- 1997年 7月：調 - 97 - - 03 『新しいメディアの利用動向に関する調査研究報告書』(仲島一朗/川井かおる/姫野桂一)
- 1997年 7月：調 - 97 - - 04 『災害時における地域メディアの情報収集体制の強化の在り方に関する調査研究報告書』(姫野桂一/遠藤宣彦/西垣昌彦)
- 1997年 7月：調 - 97 - - 05 『災害時における地域メディアの情報収集体制の強化の在り方に関する調査研究概要報告書』(姫野桂一/遠藤宣彦/西垣昌彦)
- 1997年 8月：調 - 97 - - 06 『インターネット等の国際的情報受発信メディアが社会・思想・文化に与える影響に関する調査研究報告書』(遠藤宣彦/西垣昌彦/姫野桂一)
- 1998年 8月：調 - 98 - - 01 『今後の国際受発信メディアの在り方に関する調査研究報告書』(斉藤雅俊/姫野桂一)
- 1998年 8月：調 - 98 - - 02 『インターネットビジネスの現状と利用動向に関する調査研究報告書』(井川正紀/美濃谷晋一)
- 1998年 8月：調 - 98 - - 03 『企業情報ネットワークに関する調査研究報告書』(井川正紀/西垣昌彦)
- 1998年 8月：調 - 98 - - 04 『身体障害者、高齢者に優しい情報通信の在り方に関する調査研究報告書』(西垣昌彦/美濃谷晋一)
- 1998年 8月：調 - 98 - - 05 『新世代のメディア利用行動に関する調査研究報告書』(仲島一朗/姫野桂一)
- 1998年 8月：調 - 98 - - 06 『行政事務の電子化における認証の問題と改善方策に関する調査研究報告書』(仲島一朗/西垣昌彦/井川正紀)
- 1999年 8月：調 - 99 - - 01 『知的障害者・要介護高齢者に優しい情報通信の在り方に関する調査研究報告書』(進藤文夫/美濃谷晋一)
- 1999年 8月：調 - 99 - - 02 『高度情報通信社会に向けたデジタルコンテンツ流通のあり方(デジタルコンテンツの著作権の在り方に関連して)報告書』(杉原芳正)
- 2000年 1月：調 - 00 - - 01 『知的資産管理(ナレッジ・マネジメント)の現状に関する調査研究報告書』(森下浩行/進藤文夫/美濃谷晋一)
- 2000年 7月：調 - 00 - - 02 『行政手続における電子的情報提供に関する調査研究報告書』(鎌田真弓)
- 2000年 7月：調 - 00 - - 03 『地域における障害者、高齢者福祉への郵便局の活用に関する調査研究報告書』(平野純夫)
- 2000年 7月：調 - 00 - - 04 『双方向性ネットワークを利用した意見集約手法とその影響についての調査研究報告書』(能見正)
- 2000年10月：調 - 00 - - 05 『郵政事業経営に資するナレッジ・マネジメントに関する調査研究報告書』(森下浩行/進藤文夫/美濃谷晋一)

(技術開発研究担当 前技術開発研究センター(2000.6まで))

- 1989年 3月： - 『リニアモータ輸送システムの郵便事業への応用に関する研究調査(中間報告書)』(飯田 清/磯部俊吉/忽名英利)
- 1990年 3月： 1990 - V - 01 『リニアモータ輸送システムの郵便事業への応用に関する研究調査報告書』(和田正晴/田中謙治/木原 茂/佐藤政則/松澤一砂/忽名英利)
- 1991年 3月： 1991 - V - 02 『通信システムにおける認証機構に関する研究調査報告書』(田中良明/丹代 武/田中謙治/河合和哉)
- 1991年10月： 1991 - V - 03 『東京L - NET土木・建築技術に関する研究調査報告書』(和田正晴/木原 茂)
- 1992年 3月：調 - 92 - V - 01 『V S A Tによる郵政事業ネットワークの研究報告書』(柿沼淑彦/吉本繁壽/磯部俊吉/長澤宏和/松澤一砂/鈴木健治)
- 1992年 9月：調 - 92 - V - 02 『運輸業務用情報通信システムに関する調査研究中間報告書』(森田英夫/石井康三郎/鈴木健治)
- 1992年10月：調 - 92 - V - 03 『東京L - NET地下輸送車両の軽量化に関する研究調査報告書』(和田正晴/吉室 誠/佐藤政則)
- 1993年 3月：調 - 93 - V - 01 『第2回国際コンファランス「21世紀の郵便処理システムと文字認識」報告書』(富永英義/吉室 誠/若原徹/山下郁生)
- 1993年 3月：調 - 93 - V - 02 『東京L - NET地下輸送車両用台車に関する研究調査報告書』(永井正夫/吉室 誠/佐藤政則)
- 1993年 3月：調 - 93 - V - 03 『東京L - NET地下輸送車両用リニアモータ技術に関する研究調査報告書』(海老原大樹/吉室 誠/大澤 悟)
- 1993年 3月：調 - 93 - V - 04 『郵便処理システム用郵便物再供給装置に関する研究調査報告書』(吉室誠/山下

郁生 / 柚井英人)

- 1993年 3月 : 調 - 93 - V - 05 『郵便車両を対象とした通信・測位システムに関する研究報告書 - 都市間輸送における衛星通信実験に関する報告書 - 』(柿沼淑彦 / 吉本繁壽 / 磯部俊吉 / 長澤宏和 / 石井康三郎 / 鈴木健治)
- 1993年 3月 : 調 - 93 - V - 06 『個人認証技術と通信システムへの応用に関する研究調査報告書』(小松尚久 / 清水良真 / 木下雅文)
- 1993年 7月 : 調 - 93 - V - 07 『運輸業務用情報通信システムに関する調査研究報告書』(井沢一郎 / 吉本繁壽 / 森田英夫 / 石井康三郎 / 鈴木健治)
- 1994年 3月 : 調 - 94 - V - 01 『地下郵便輸送システムに関する研究調査報告書 - 東京 L - N E T の構想と技術 - 』(海老原大樹 / 吉室 誠 / 島 隆正 / 佐藤政則 / 石橋 守 / 北村富雄)
- 1994年 7月 : 調 - 94 - V - 02 『郵便局内搬送システムの将来形態に関する研究調査報告書(中間報告)』(高橋輝男 / 吉室 誠 / 島 隆正 / 佐藤政則 / 北村富雄)
- 1994年10月 : 調 - 94 - V - 03 『郵政事業におけるVSATネットワークの研究 - 可変伝送速度型TDMA通信システムによる降雨減衰補償 - 』(渡辺昇治)
- 1995年 3月 : 調 - 95 - V - 01 『認識アルゴリズム複合方式の研究 第1期調査報告書 - 文字認識技術の高度化に向けて - 』(木村文隆 / 岩田 彰 / 堤田敏夫 / 若原 徹 / 川又文男 / 山口修治 / 能見 正)
- 1995年 6月 : 調 - 95 - V - 02 『簡易住所入力によるビデオコーディングシステムに関する研究調査報告書』(加藤厚志 / 尾坂忠史 / 田中照隆 / 中村嘉明)
- 1995年 6月 : 調 - 95 - V - 03 『郵便局舎の在り方に関する研究(中間報告)』(中村嘉明 / 島 隆正 / 中川真孝 / 田中照隆)
- 1995年 6月 : 調 - 95 - V - 04 『郵便業務における意思決定支援システムに関する研究調査報告書』(磯部俊吉 / 渡辺昇治 / 北島光泰)
- 1995年 6月 : 調 - 95 - V - 05 『郵便局内搬送システムの将来形態に関する研究調査報告書』(高橋輝男 / 大須賀克己 / 島 隆正 / 佐藤政則 / 北村富雄 / 荒井 広)
- 1995年 6月 : 調 - 95 - V - 06 『インテリジェント窓口に関する研究調査報告書』(杉山和雄 / 大須賀克己 / 島隆正 / 牛山 聡 / 佐藤政則 / 北村富雄 / 荒井 広)
- 1995年 6月 : 調 - 95 - V - 07 『インテリジェント窓口に関する研究調査報告書(資料編)』(杉山和雄 / 大須賀克己 / 島 隆正 / 牛山 聡 / 佐藤政則 / 北村 富雄 / 荒井 広)
- 1995年 6月 : 調 - 95 - V - 08 『郵便技術の長期展望に関する研究会報告書』(高橋輝男 / 大須賀克己 / 上原 仁 / 堤田敏夫 / 磯部俊吉 / 島 隆正 / 中村嘉明 / 渡辺昇治 / 則包直樹 / 土屋正勝)
- 1995年 6月 : 調 - 95 - V - 09 『閉空間におけるミリ波技術に関する研究調査報告書』(中津井護 / 手代木扶 / 吉本繁壽 / 水野光彦 / 岡田和則 / 柳光広文 / 平 和昌 / 井原俊夫 / 真鍋武嗣 / 関澤信也)
- 1995年 7月 : 調 - 95 - V - 10 『郵便処理用バーコードに関する研究報告書』(上原 仁 / 中村嘉明 / 中川真孝 / 田中照隆 / 大澤 央 / 井沢一郎 / 三好 大)
- 1996年 3月 : 調 - 96 - V - 01 『認識アルゴリズム複合方式の研究 第2期調査報告書 - 文字認識技術の高度化に向けて - 』(木村文隆 / 岩田 彰 / 堤田敏夫 / 山口修治 / 永田和之)
- 1996年 6月 : 調 - 96 - V - 02 『IPTP手書き数字認識技術調査実施報告書』(大須賀克己 / 堤田敏夫 / 山口修二 / 永田和之)
- 1996年 6月 : 調 - 96 - V - 03 『大型郵便物及び国際郵便物の局内処理の機械化に関する調査研究報告書』(中村嘉明 / 山下郁生)
- 1996年 6月 : 調 - 96 - V - 04 『大型郵便物及び国際郵便物の局内処理の機械化に関する調査研究報告書(資料編1 : 大型郵便物関係)』(中村嘉明 / 山下郁生)
- 1996年 6月 : 調 - 96 - V - 05 『大型郵便物及び国際郵便物の局内処理の機械化に関する調査研究報告書(資料編2 : 国際郵便物関係)』(中村嘉明 / 山下郁生)
- 1996年 6月 : 調 - 96 - V - 06 『郵便局舎の在り方に関する研究(最終報告書)』(中村嘉明 / 石津千絵美 / 田中照隆)
- 1996年 7月 : 調 - 96 - V - 07 『インテリジェント窓口に関する調査研究報告書』(杉山和雄 / 大須賀克己 / 島隆正 / 山下郁生 / 牛山 聡 / 石津千絵美 / 荒井 広)
- 1996年 7月 : 調 - 96 - V - 08 『インテリジェント窓口に関する調査研究報告書(資料編)』(杉山和雄 / 大須賀克己 / 島 隆正 / 山下郁生 / 牛山 聡 / 石津千絵美 / 荒井 広)
- 1996年 7月 : 調 - 96 - V - 09 『郵便番号未記載郵便物処理に関する調査研究報告書(中間報告書)』(澤邊正彦 / 中村嘉明 / 田中照隆 / 尾坂忠史 / 上原 仁)
- 1996年 9月 : 調 - 96 - V - 10 『電気通信技術の郵便への応用に関する調査研究報告書』(則包直樹 / 向井裕之 / 上原 仁)

- 1997年 3月：調 - 97 - V - 01 『認識アルゴリズム複合方式の研究 第3期調査報告書 - 文字認識技術の高度化に向けて - 』（木村文隆 / 岩田 彰 / 堤田敏夫 / 太田一浩 / 城戸 賛）
- 1997年 6月：調 - 97 - V - 02 『郵便番号未記載郵便物処理の効率化に関する調査研究報告書(最終報告書)』（澤邊正彦 / 中村嘉明 / 田中照隆 / 三浦正也 / 上原 仁 / 野田智嘉 / 中川真孝 / 加藤厚志 / 尾坂忠史）
- 1997年 7月：調 - 97 - V - 03 『大型郵便物の局内処理の機械化に関する調査研究報告書(中間報告書)』（高橋輝男 / 河原 巖 / 遠山茂樹 / 鳥本孝雄 / 中村嘉明 / 田村佳章 / 尾坂忠史）
- 1997年 7月：調 - 97 - V - 04 『文字認識システムのための性能評価技術に関する調査研究報告書 - 模擬郵便物仕様作成を中心として - 』（堤田敏夫 / 城戸 賛）
- 1997年 7月：調 - 97 - V - 05 『電子認証技術の郵便への応用に関する研究報告書』（小松尚久 / 森井昌克 / 澤邊正彦 / 今 敏則 / 向井裕之）
- 1997年 7月：調 - 97 - V - 06 『電子認証技術の郵便への応用に関する研究報告書(資料編)』（小松尚久 / 森井昌克 / 澤邊正彦 / 今 敏則 / 向井裕之）
- 1997年 7月：調 - 97 - V - 07 『インテリジェント窓口に関する研究調査報告書』（杉山和雄 / 鳥本孝雄 / 中島健一朗 / 山下郁生 / 荒井 広 / 上釜和人）
- 1997年 7月：調 - 97 - V - 08 『インテリジェント窓口に関する研究調査報告書(資料編)』（杉山和雄 / 鳥本孝雄 / 中島健一朗 / 山下郁生 / 荒井 広 / 上釜和人）
- 1997年 7月：調 - 97 - V - 10 『郵便局舎のアメニティに関する研究【中間報告書】』（中村嘉明 / 石津千絵美）
- 1997年 7月：調 - 97 - V - 11 『郵便局舎のアメニティに関する研究【資料編】』（中村嘉明 / 石津千絵美）
- 1997年 9月：調 - 97 - V - 12 『遠隔、移動業務実現のためのモバイルコンピューティング適用システムに関する調査研究報告書』（中嶋明彦 / 太田一浩 / 高橋正人 / 城戸 賛）
- 1997年 9月：調 - 97 - V - 13 『道順組立処理の自動化に関する調査研究報告書(最終報告書)』（澤邊正彦 / 高杉明広 / 井澤一朗 / 上原 仁 / 中村嘉明 / 中川真孝 / 石黒恒雄 / 田中照隆 / 三好大 / 大澤 央）
- 1997年 9月：調 - 97 - V - 14 『ハイブリッドメールシステムのプロトタイプ開発に関する研究報告書』（澤邊正彦 / 今 敏則 / 向井裕之）
- 1998年 6月：調 - 98 - V - 01 『記録扱い郵便物処理システムに関する調査研究報告書(中間報告書)』（松嶋敏泰 / 鳥本孝雄 / 神山貞弘 / 山下郁生 / 高杉明広）
- 1998年 6月：調 - 98 - V - 02 『ハイブリッドメールシステムプロトタイプ機能拡張に関する研究報告書』（今 敏則 / 澤邊正彦 / 向井裕之 / 上釜和人）
- 1998年 7月：調 - 98 - V - 03 『郵便情報活用に関する調査研究報告書(予備調査研究)』（中嶋明彦 / 高橋正人）
- 1998年 7月：調 - 98 - V - 04 『デリバリー・プランニング・システムに関する研究報告書』（岩間 司 / 佐野設夫 / 磯部俊吉）
- 1998年 7月：調 - 98 - V - 05 『郵便の区分・輸送ネットワークに関する研究調査報告書(中間報告書)』（岩間 司 / 佐藤政則 / 田村佳章）
- 1998年 7月：調 - 98 - V - 06 『諸外国郵便事業体に関する調査研究報告書 - R & D体制及び情報通信技術を活用した新サービス - 』（澤邊正彦 / 戸苅章博 / 城戸 賛）
- 1998年 8月：調 - 98 - V - 07 『大型郵便物の局内処理の機械化に関する調査研究報告書』（神山貞弘 / 田村佳章 / 戸苅章博 / 三浦正也）
- 1999年 6月：調 - 99 - V - 01 『郵便の区分・輸送ネットワークに関する調査研究報告書(中間報告書)』（高橋輝男 / 森戸晋 / 岩間司 / 佐藤政則 / 田村佳章）
- 1999年 6月：調 - 99 - V - 02 『二次元バーコード技術の導入による郵便処理の効率化に関する研究報告書』（飯田 清 / 中嶋明彦 / 山下郁生 / 高橋正人）
- 1999年 6月：調 - 99 - V - 03 『郵便窓口事務機の操作の省力化に関する調査研究報告書』（白江久純 / 三田彰子 / 上釜和人）
- 1999年 7月：調 - 99 - V - 04 『電気通信技術の郵便への応用に関する調査研究報告書 - 高度化コンピュータ郵便に関する調査研究 - 』（白江久純 / 鈴木こおじ / 上釜和人）
- 2000年 7月：調 - 00 - V - 01 『2次元バーコードを用いた郵便情報システムに関する調査研究報告書』（岩間 司 / 白江久純 / 西浦稔修 / 鈴木こおじ / 上釜和人）
- 2000年 7月：調 - 00 - V - 02 『無線ID(RFID)タグを用いた郵便処理システムに関する調査研究報告書』（岩間 司 / 佐藤政則 / 鈴木こおじ / 熊倉均）

( 主席研究官室 )

1993年10月：調 - 93 - X - 01 『規制緩和時代における政府の役割の変化に関する研究調査報告書』( 武内信博 )

( 附属資料館 )

- |   |            |                  |               |
|---|------------|------------------|---------------|
| 1 | 郵便創業時の記録   | 赤坂郵便御用取扱所史料      | (H 1.2.28 発行) |
| 2 | 郵便創業時の年表   | 駅逓紀事編纂原稿         | (H 2.3.26 発行) |
| 3 | 郵便創業時の起案文書 | 正院本省郵便決議簿        | (H 3.3.25 発行) |
| 4 | 郵便創業前の記録   | 袋井郵便御用取扱所史料(その1) | (H 4.3.18 発行) |
| 5 | 郵便創業時の記録   | 袋井郵便御用取扱所史料(その2) | (H 5.3.25 発行) |
| 6 | 郵便創業時の記録   | 全国実施時の郵便御用取扱所    | (H 6.3.25 発行) |
| 7 | 郵便創業時の記録   | 郵便切手類沿革志         | (H 8.3.15 発行) |